



せたな町
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度～平成 31 年度

平成 27 年 3 月

せ た な 町

目次



第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況	4
1. 人口と世帯の状況	4
(1) 人口の状況	4
(2) 出生の状況	6
(3) 世帯の状況	8
2. 女性の就労状況	9
3. 子育て支援の状況	12
(1) 就学前児童の状況	12
(2) 小学校児童の状況	13
(3) 障がいのある子どもの状況	15
(4) 子育て支援センターの活動状況	15
4. ニーズ調査結果のあらまし	18
(1) 調査のあらまし	18
(2) 就学前児童調査結果のあらまし	18
(3) 小学生調査結果のあらまし	27
第3章 計画の基本的な考え方	35
1. 基本理念	35
2. 基本目標	37
3. 主な取り組みと推進方向	38
4. 取り組みの体系	40

第2部 量の見込みと確保の内容（子ども・子育て支援事業計画）

第1章 子ども・子育て支援新制度の概要	41
1. 新制度の全体像	41
2. 保育の必要性の認定	42
第2章 教育・保育提供区域の設定	44
1. 教育・保育提供区域とは	44
2. 教育・保育提供くいの設定	44



第3章 量の見込み	45
1. 推計の手順	45
2. 教育・保育の量の見込み	46
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	46
第4章 教育・保育の提供体制	47
第5章 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	50
1. 利用者支援事業	50
2. 地域子育て支援拠点事業	50
3. 妊婦健康診査	51
4. 乳児家庭全戸訪問事業	52
5. 養育支援訪問事業	52
6. 子育て短期支援事業	53
7. 子育て援助活動支援事業	53
8. 一時預かり事業	54
(1) 在園児を対象とした一時預かり（在園児対象型）	54
(2) 一時預かり事業（在園児対象型除く）、子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業除く）、子育て短期支援事業（トワイ ライトステイ）	54
9. 時間外保育事業	55
10. 病児保育事業、子育て援助活動支援事業	56
11. 放課後児童健全育成事業	56
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	58
13. 多様な主体が参入することを促進するための事業	58

第3部 次世代育成支援（次世代育成支援行動計画を継承する計画）

第1章 主な取り組みの推進	59
基本目標1 子どもが のびのびと元気に育つ町	59
(1) 「子ども目線」のまちづくり	59
(2) 遊びや生活体験への支援	60
(3) 豊かな「学び」への支援	61
(4) 発達・療育への支援	62
(5) 次代の親への支援	62
基本目標2 安心して子どもを産み育てられる町	63
(1) 母子保健の充実と切れ目のない支援	63
(2) 保育の充実	64



.....

(3) 放課後児童への支援	65
(4) 子育て家庭の経済的負担軽減	65
基本目標3 みんなが子どもと子育てを応援する町	66
(1) 家庭と地域の教育力アップ	66
(2) 児童虐待等の未然防止	67
(3) 仕事と家庭生活の両立支援	68
(4) 安全・安心まちづくり	69
第2章 計画の推進に向けて	70
1. 推進体制	70
2. 多様な主体の参画促進	70
3. 情報提供・相談対応体制の充実	70
4. 子ども・子育て会議	71
5. 計画の進行管理	71

附属資料

1. 子ども・子育て支援法における事業	73
2. せたな町子ども・子育て会議委員名簿	75
3. せたな町子ども・子育て会議条例	76





第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

私たちの国では、急速な少子化の進行や就労環境の変化などに伴い、社会全体で子育てを支援していくことが必要となり、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけ、総合的な次世代育成支援を行ってきました。

合併前の北檜山町、瀬棚町、大成町でも平成17年3月に「次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、それぞれに取り組みを進めてきました。合併後、平成22年3月に、働き方の見直しや特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援等を行っていくため「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。

しかし、全国的に少子化は止まず、加えて子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感が増加していること、子どもと家庭をめぐる社会経済状況が厳しくなっていること、待機児童問題などから、不安や困難を抱える保護者が増加しています。

この間、国では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、地域の子ども・子育て支援を充実させるため制度改革に取り組み、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」（子ども・子育て支援法、認定子ども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）を制定しました。

これにより、平成27年4月から市町村を実施主体とする子ども・子育て支援新制度に移行することになりました。

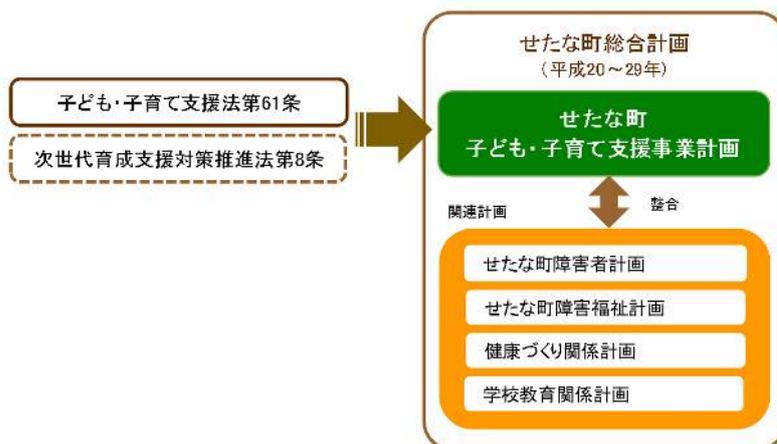
「せたな町子ども・子育て支援事業計画」は、次世代育成支援の基本的な考え方と、これまでの町の取り組みを基に、子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方策等を計画するために策定するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、これまで取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく「せたな町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方を引き継ぐ新しい事業計画です。

また、平成19年度に策定した「せたな町総合計画」をはじめとする関連計画と整合をはかり策定しています。

■ 計画の位置づけ



3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間で、次世代育成支援行動計画を引き継ぐ計画とします。

計画最終年度の平成 31 年度には見直しを行い、次期計画を策定します。

■ 計画の期間

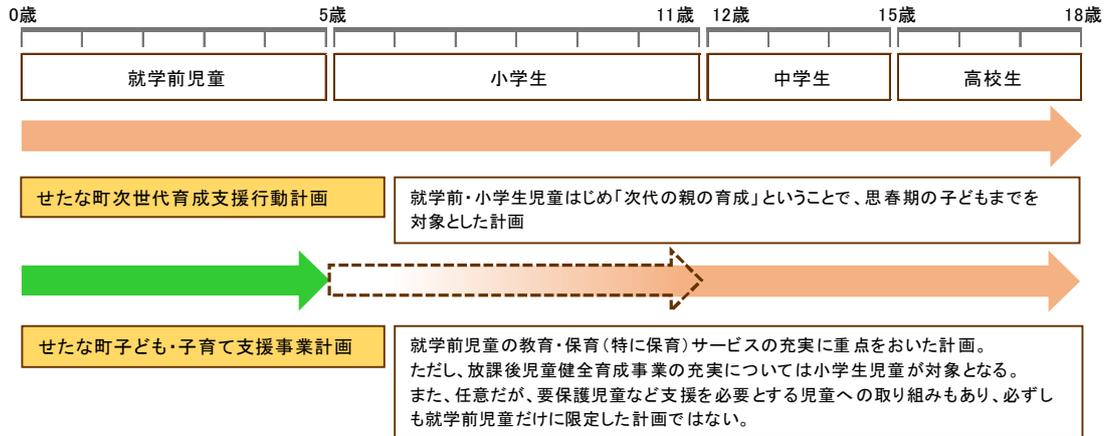


4. 計画の対象

この計画の対象は次世代育成支援行動計画と同様に 18 歳未満の「子ども」ですが、より就学前の教育・保育サービスに重点をおいたものとなります。

また、放課後児童健全育成事業や要保護児童への支援等を充実していく必要がありますので、これらについては小学生も対象となります。

■ 次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画の対象の違い



第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1. 人口と世帯の状況

(1) 人口の状況

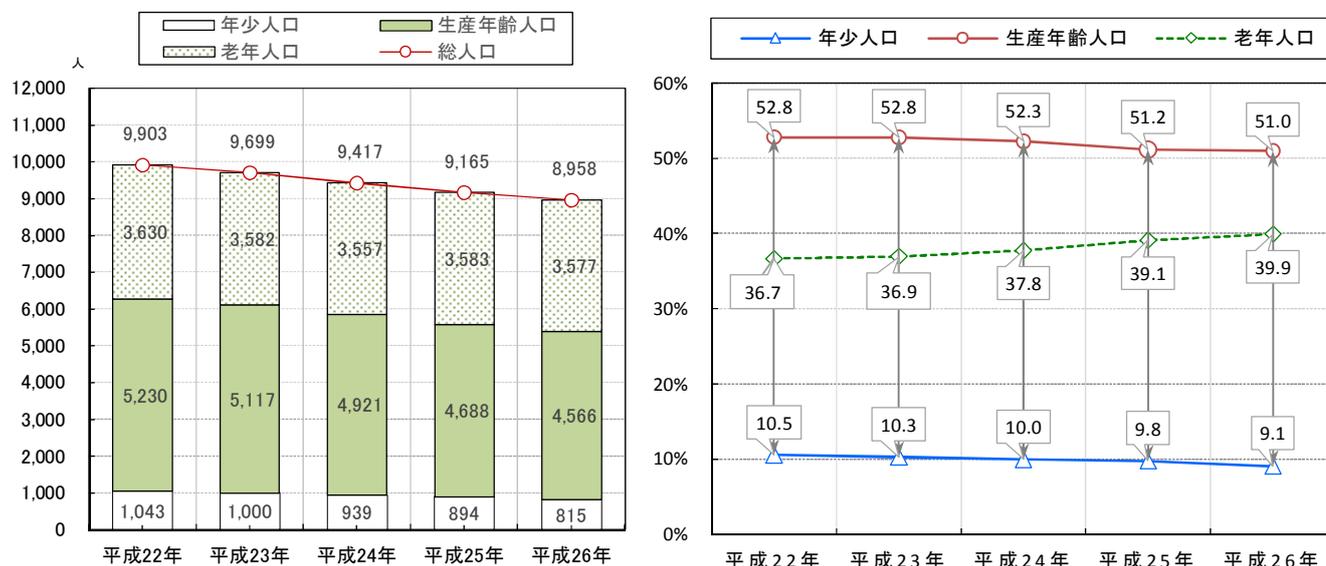
せたな町の総人口は、平成26年3月末日現在の住民基本台帳で8,958人となり、5年前の平成22年と比べると945人、9.5%減少しています。

年少人口は、平成26年3月末日現在で815人となり、同じく平成22年と比べると228人、21.9%と大きく減少しています。

年齢三階層別人口を国勢調査でみると、平成2年以降、総人口、年少人口、生産年齢人口とも大きく減少し、ここ10年（平成12年と平成22年）で生産年齢人口は2,023人、29.0%減、年少人口は446人、30.4%減となっています。

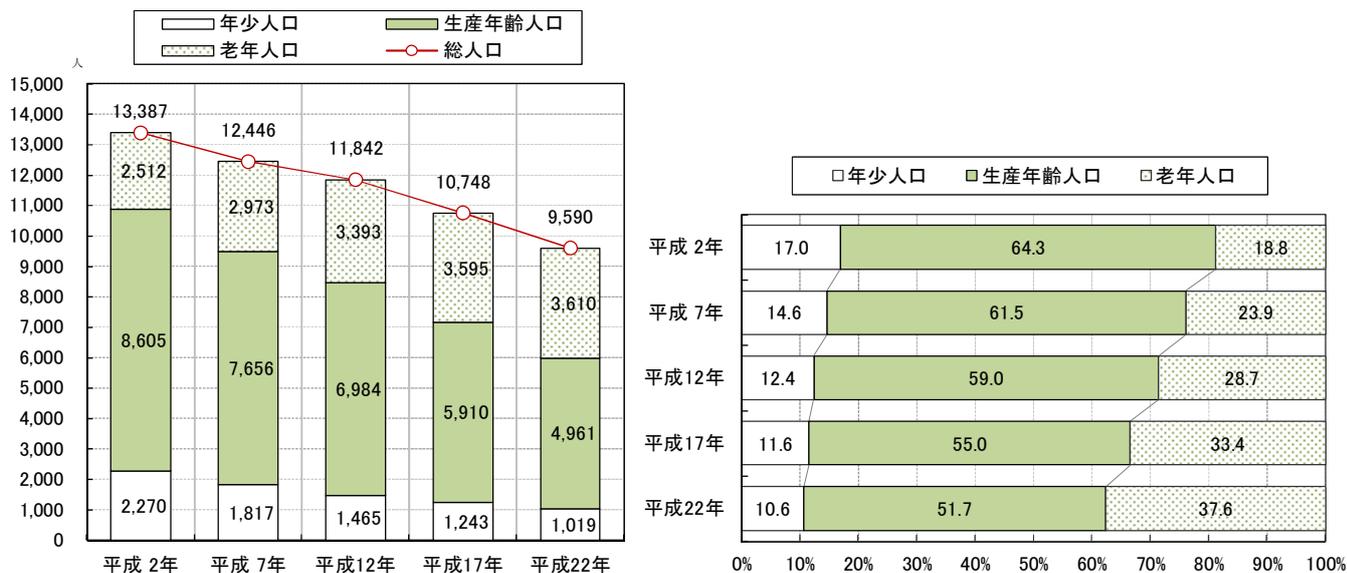
一方、老年人口は、ここ10年で217人、6.4%の増となり、少子高齢化の進行が顕著です。

■ 総人口・年齢三階層別人口(住民基本台帳)



注：平成25年以降は外国人を含む

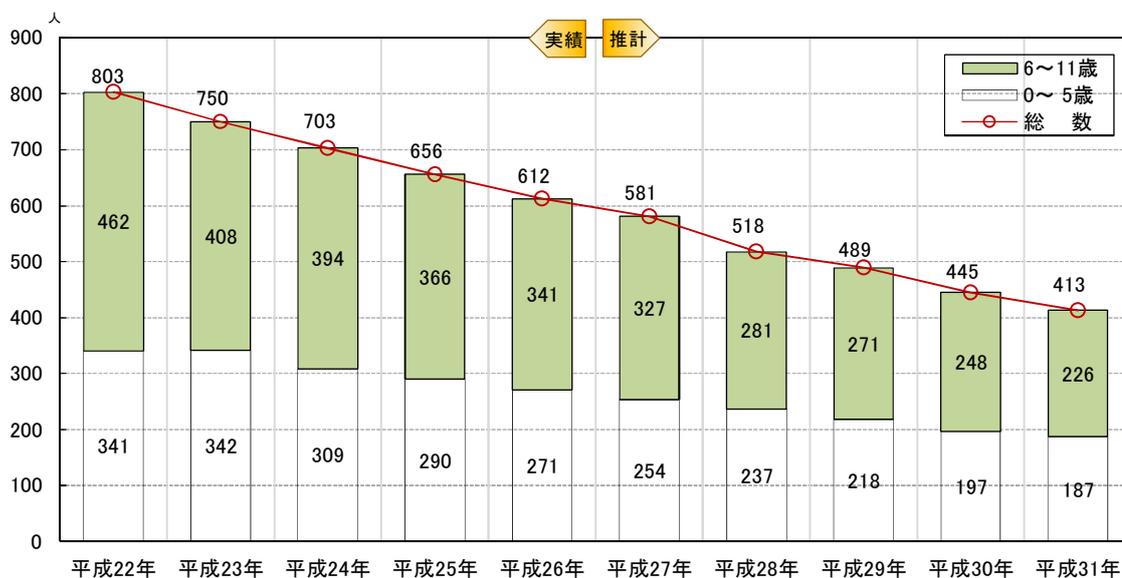
■ 総人口・年齢三階層別人口(国勢調査)



0～11歳の児童人口の推移をみると、平成22年以降平成26年まで継続して減少し、平成27年以降の推計でも減少傾向は続く予想されます。

この計画の開始年である平成27年から5年後の平成31年までは168人、28.9%減少する見込みとなります。

■ 児童(0～11歳)人口の推移と推計



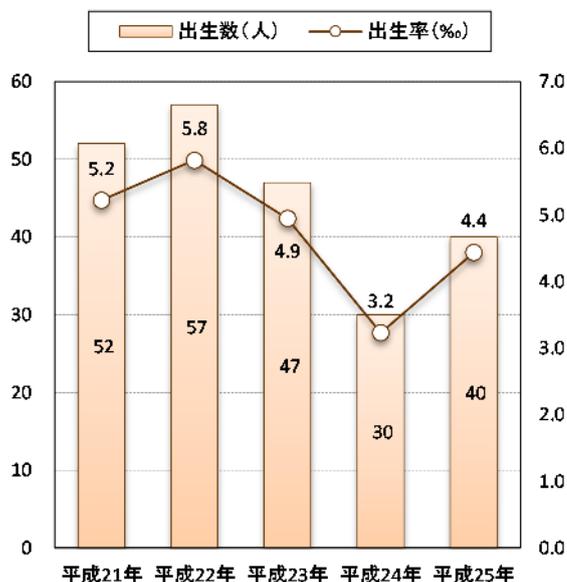
(2) 出生の状況

住民基本台帳で平成21年から平成25年の5年間で出生数の推移をみると、平成22年の57人、5.8‰（パーミル＝ある年に生まれた子どもの数を、その年の人口で割ったものを1,000倍した数）をピークに減少傾向にあり、平成25年は40人、4.4‰となっています。

また、母親の年齢別出産割合は、平成21年から平成25年にかけて30～34歳代の割合が大きくなり、平成25年については35～39歳代が大きくなっています。

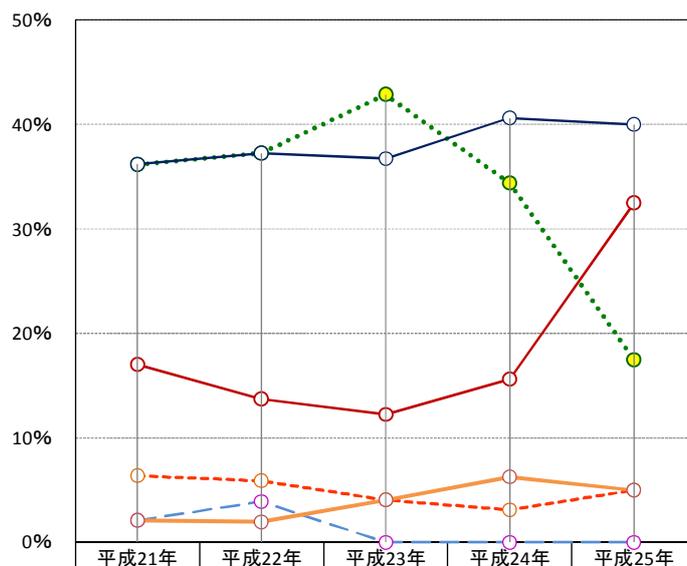
一方、25～29歳代は全体的には減少傾向にあり、この年代の女性人口の減少と晩婚化、出産年齢の高齢化がうかがえます。

■ 出生数・出生率の推移（住民基本台帳）



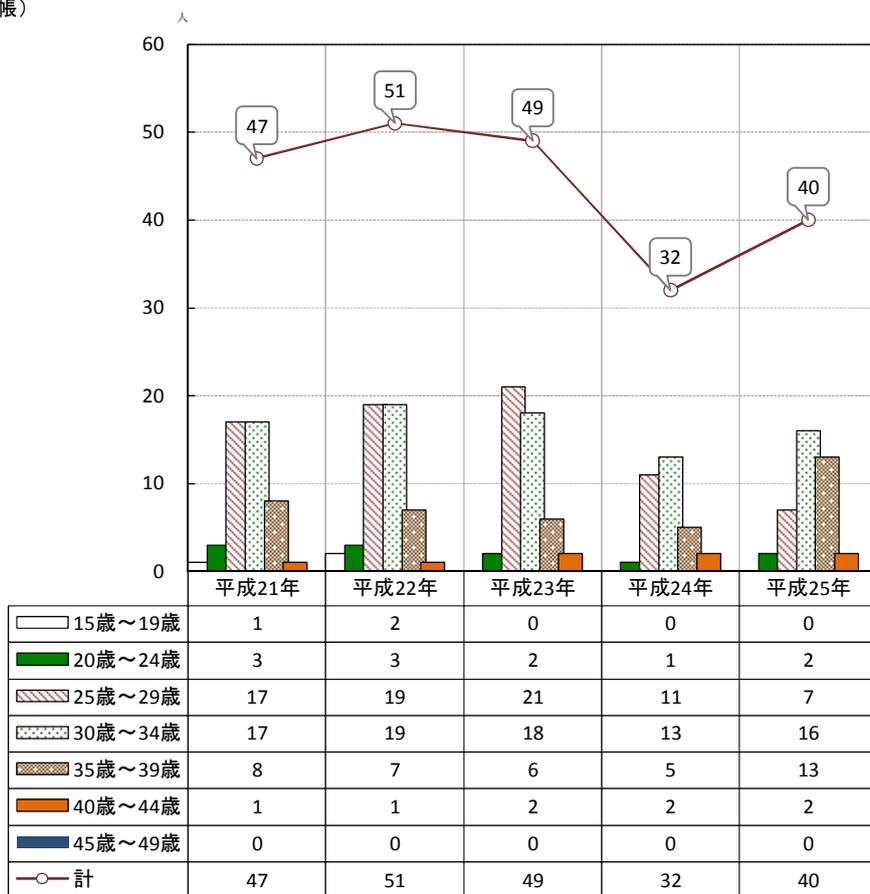
■ 母親の年齢別出産割合（住民基本台帳）

※45～49歳は各年とも出生数がゼロのためグラフ化していない。



—○— 15～19歳	2.1	3.9	0.0	0.0	0.0
- -○- - 20～24歳	6.4	5.9	4.1	3.1	5.0
...●... 25～29歳	36.2	37.3	42.9	34.4	17.5
—○— 30～34歳	36.2	37.3	36.7	40.6	40.0
—○— 35～39歳	17.0	13.7	12.2	15.6	32.5
—○— 40～44歳	2.1	2.0	4.1	6.3	5.0

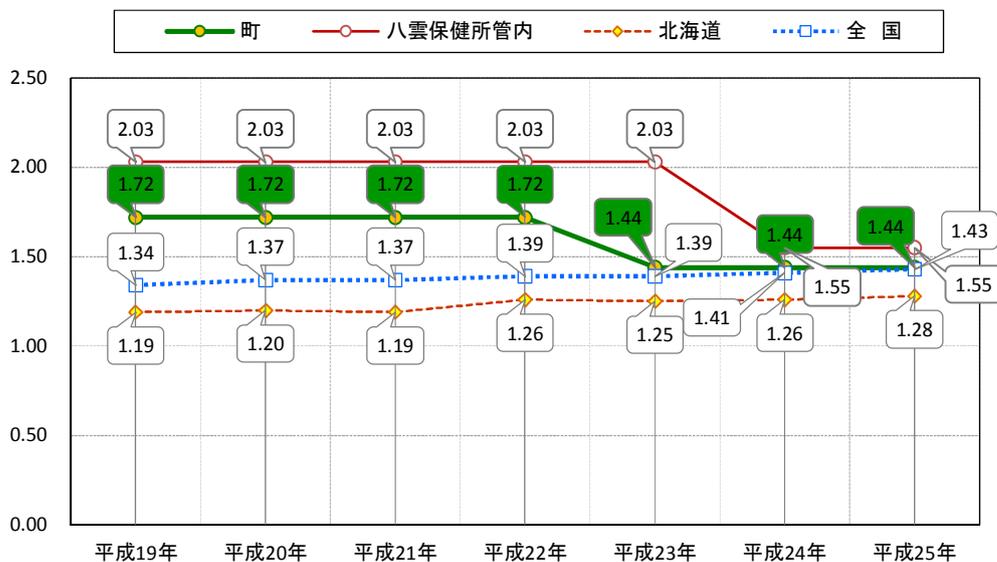
■ 母親の年齢別出生数(住民基本台帳)



合計特殊出生率については、町は北海道や国に比べると率が高く平成25年では、北海道1.28、国1.43、町1.44となっていますが、八雲保健所管内(1.55)に比べると低くなります。

平成19年からの推移をみると、北海道と国は微増していますが町は減少傾向で少子化が進んでいます。

■ 合計特殊出生率の推移(人口動態統計/八雲保健所調べ)



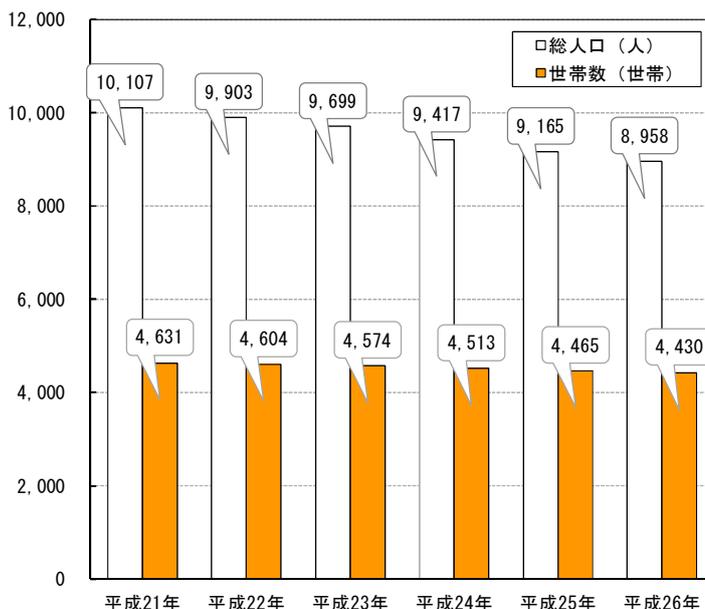
※合計特殊出生率とは、1人の女性が再生産年齢(15～49歳)を経過する間に産むと考えられる子どもの数

(3) 世帯の状況

住民基本台帳による世帯数（各年3月末日現在）をみると、平成21年から平成26年にかけては漸減傾向にあり、1世帯当たり平均世帯人員も2.2人から2.0人と減少しています。

家族類型別世帯数を国勢調査からみると、一般世帯総数のうち18歳未満の児童がいる世帯が減少し、18歳未満の児童のいる世帯では核家族世帯の割合が増加しています。

■ 世帯数の推移(住民基本台帳)



■ 家族類型別世帯数の推移(一般世帯数のうち18歳未満の児童がいる世帯/国勢調査)

単位: 世帯、%

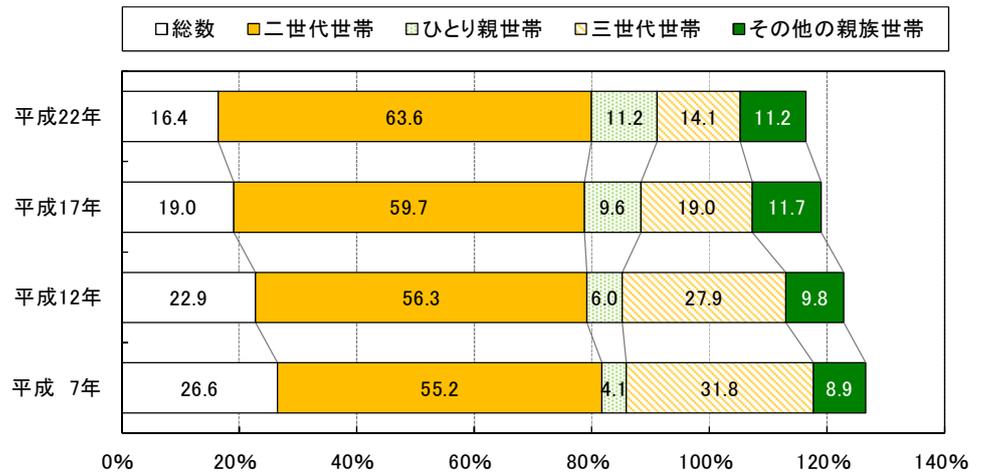
	一般世帯総数	児童のいる一般世帯														
		総数		核家族世帯						その他の親族世帯						
				計		二世帯(夫婦と18歳未満の子ども)世帯		ひとり親(男親か女親と18歳未満の子ども)世帯		計		三世帯(18歳未満の子どもを含む3世代以上の親族が同居)世帯		三世帯世帯以外で18歳未満の子どもがいる世帯		
		数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	
平成7年	北檜山町	2,307	697	30.2	398	57.1	364	52.2	34	4.9	299	42.9	231	33.1	68	9.8
	瀬棚町	1,068	286	26.8	190	66.4	174	60.8	16	5.6	96	33.6	80	28.0	16	5.6
	大成町	1,176	226	19.2	129	57.1	129	45.1	0	0.0	97	42.9	73	25.5	24	8.4
	計	4,551	1,209	26.6	717	59.3	667	55.2	50	4.1	492	40.7	384	31.8	108	8.9
平成12年	北檜山町	2,346	604	25.7	355	58.8	311	51.5	44	7.3	249	41.2	186	30.8	63	10.4
	瀬棚町	1,074	251	23.4	179	71.3	161	64.1	18	7.2	72	28.7	51	20.3	21	8.4
	大成町	1,123	184	16.4	113	61.4	113	39.5	0	0.0	71	38.6	53	18.5	18	6.3
	計	4,543	1,039	22.9	647	62.3	585	56.3	62	6.0	392	37.7	290	27.9	102	9.8
平成17年		4,342	827	19.0	573	69.3	494	59.7	79	9.6	254	30.7	157	19.0	97	11.7
平成22年		4,155	681	16.4	509	74.7	433	63.6	76	11.2	172	25.3	96	14.1	76	11.2

注1: 10月1日現在

資料: 国勢調査

注2: 平成17年以降は北檜山町、瀬棚町と大成町合併後の人口

■ 家族類型別世帯割合の推移（一般世帯数のうち 18 歳未満の児童がいる世帯の割合/国勢調査）



注1: 各年10月1日現在国勢調査

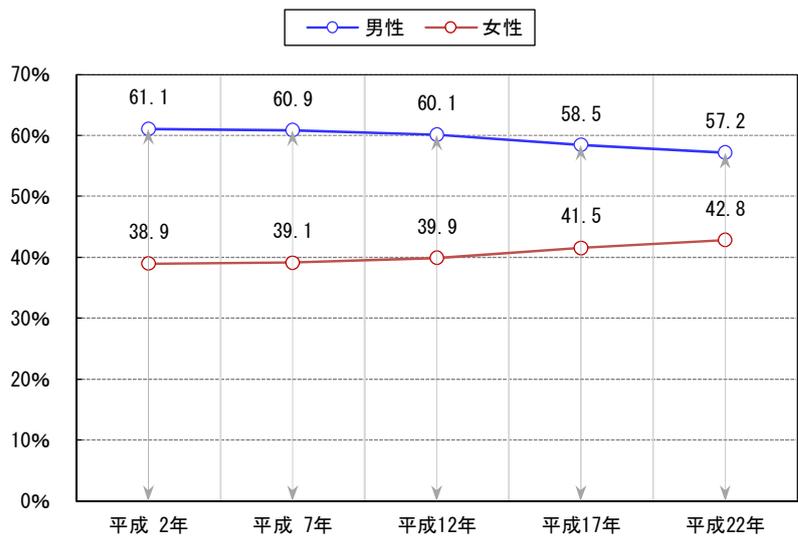
注2: 平成17年以降は北檜山町、瀬棚町、大成町合併後の世帯

注3: その他の親族世帯は、その他の親族世帯の三世帯世帯を除く世帯で18歳未満の子どもがいる世帯

2. 女性の就労状況

国勢調査から女性の就業率をみると、平成 2 年から平成 22 年にかけて男性は徐々に減少していますが、女性は増加傾向にあります。

■ 就業率の推移（国勢調査）

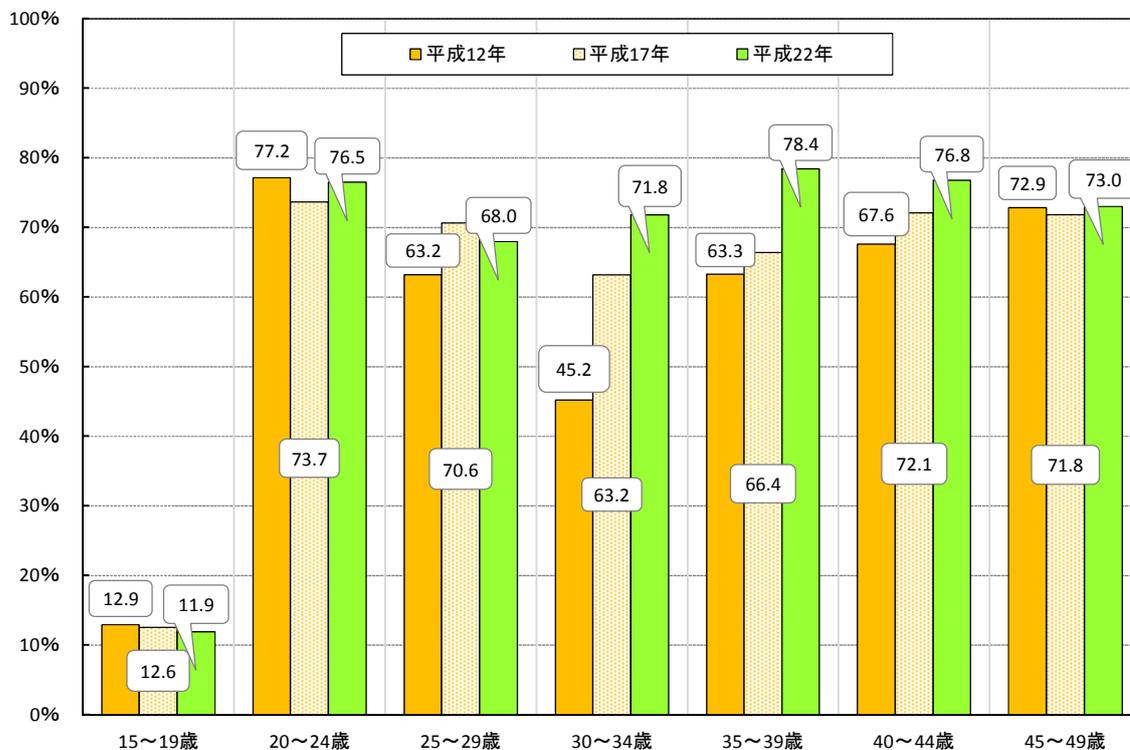


20～49 歳の女性の平成 22 年の就業率をみると、35～39 歳がトップ（78.4%）で 40～44 歳が次いで（76.8%）います。反対に就業率が最も低いのは 25～29 歳で 68.0%になっています。

女性の就業率は、一般に学校卒業後の年代で上昇し、その後、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、M字カーブを描くといわれています。

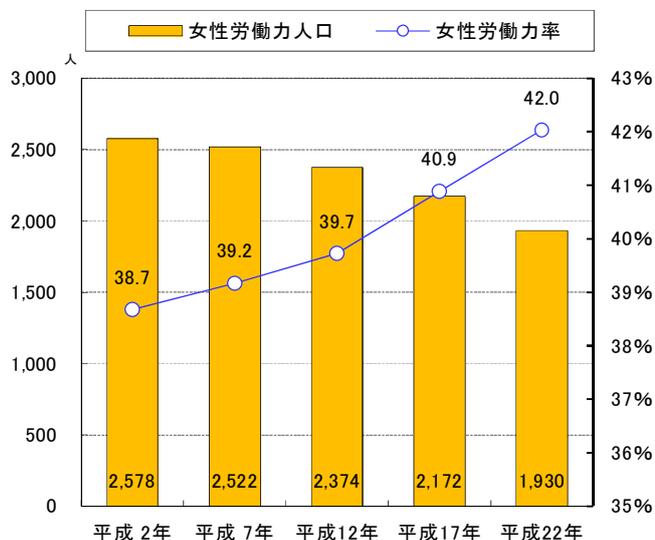
せたな町の場合、10年前の平成12年は30～34歳が45.2%で底になっていましたが、前記のように10年後の平成22年では25～29歳が底になり年によって差があります。しかし、全体的な傾向としては30～34歳をM字カーブの底とみることができ、国の傾向と似た状況にあります。

■女性の就業率の推移(再生産年齢<15～49歳>/国勢調査)

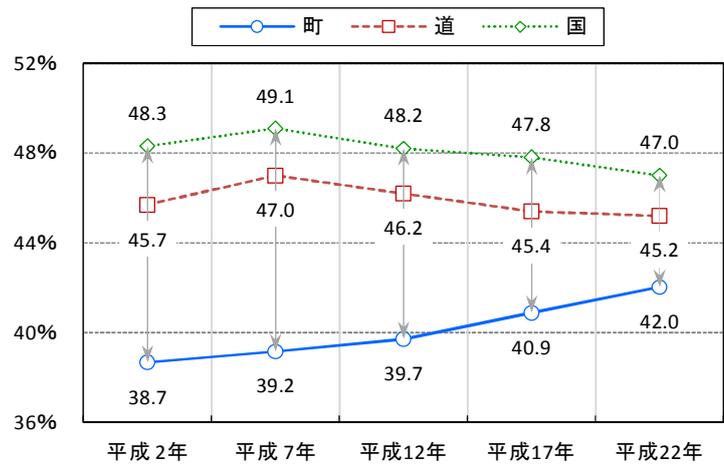


一方、女性の労働力人口は減少していますが労働力率は漸増傾向にあります。国や道との比較では町の労働力率は低くなりますが、町が漸増しているのに比べ国や道は微減傾向にあります。

■女性の労働力人口と労働力率(国勢調査)

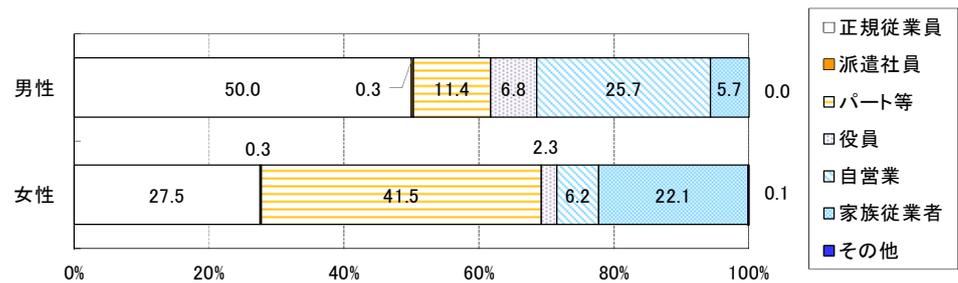


■女性の労働力人口と労働力率の国・道との比較(国勢調査)



平成 22 年の国勢調査で従業上の地位をみると、女性はパート等（パート・アルバイト・その他）と家族従業者の割合が男性の 4 倍弱になり、正規従業員は男性の半分強になっています。

■女性の従業上の地位(平成 22 年国勢調査)



3. 子育て支援の状況

(1) 就学前児童の状況

① 就学前児童の居場所

平成26年5月1日現在で、就学前の児童は、0～2歳までは主に自宅で、3歳以降は幼稚園や保育所で過ごすことが多くなっています。

■ 就学前児童の居場所

単位：人、%

	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳		合計	
	人数	率	人数	率										
保育所	4	10.5	11	30.6	23	56.1	33	64.7	32	66.7	36	65.5	139	51.7
幼稚園	-	0.0	-	0.0	-	0.0	11	21.6	11	22.9	10	18.2	32	11.9
事業所内保育所	-	0.0	-	0.0	1	2.4	-	0.0	1	2.1	-	0.0	2	0.7
認可外保育所	-	0.0	-	0.0	3	7.3	4	7.8	4	8.3	8	14.5	19	7.1
自宅・その他	34	89.5	25	69.4	14	34.1	3	5.9	-	0.0	1	1.8	77	28.6
合計	38	100.0	36	100.0	41	100.0	51	100.0	48	100.0	55	100.0	269	100.0

注：平成26年5月1日現在

資料：町民児童課調

② 幼稚園の状況

幼稚園は町立幼稚園が1か所あり、平成26年5月1日現在で、定員は80人、在園児数は32人となり、平成22年から平成26年にかけて、在園児数は減少しています。

■ 幼稚園の現況

	定員数	在園児数	学級数	教職員数
北檜山幼稚園	80人	32人	3学級	4人

注：平成26年5月1日現在

資料：学校基本調査

■ 幼稚園の状況

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
園数(か所)	1	1	1	1	1
定員数(人)	80	80	80	80	80
学級数(学級)	3	3	3	3	3
園児数(人)	46	56	45	39	32
教職員数(人)	4	4	4	4	4

注：各年度5月1日現在

資料：学校基本調査

③ 保育所の状況

平成26年4月1日現在で認可・認可外・事業所内保育施設は6施設あり、入所児数は157人となっています。

過去5年間で、0～5歳児総数が減少しているため入所児数は全体としては減少傾向ですが、平成

26年は増加しています。

入所割合をみると、平成23年の約40%をボトムに平成26年は約57%に上がり、母親の就業率が徐々に高くなっていることと連動しています。

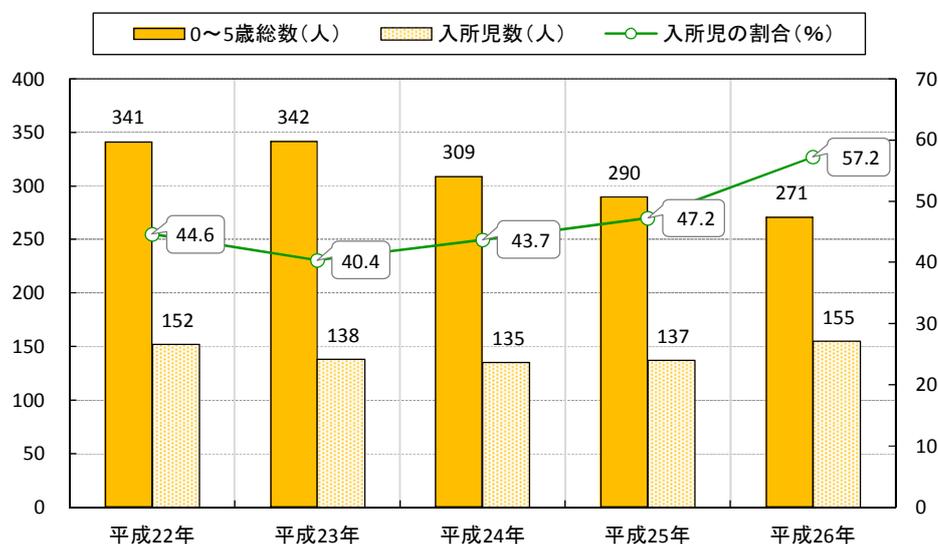
■ 保育所の現況

		定員数 (人)	入所児童 数(人)	入所率	待機児童 数(人)	職員数 (人)
町立 (認可)	北檜山保育所	90	83	92.2%	0	11
	瀬棚保育所	80	36	45.0%	0	9
	大成保育園	60	19	31.7%	0	4
認可外	若松へき地保育所	60	7	11.7%	0	2
	丹羽へき地保育所	60	10	16.7%	0	2
事業所内	道南ロイヤル病院	15	2	13.3%	0	0
合計		365	157	43.0%	0	28

注：平成26年4月1日現在

資料：町民児童課調

■ 保育所入所状況(認可+認可外+事業所内)



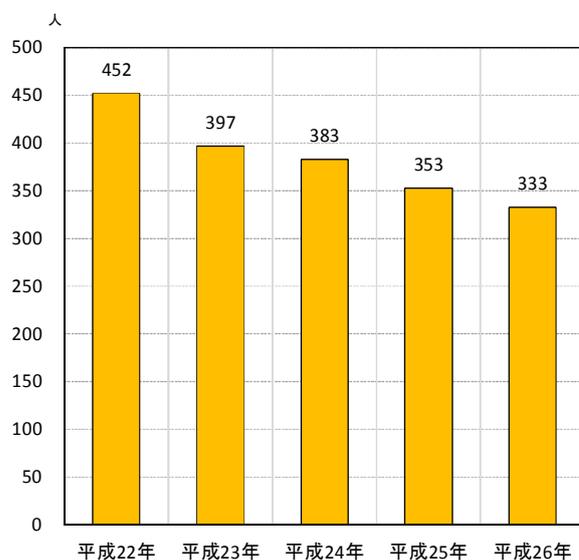
(2) 小学校児童の状況

■ 小学校児童数の推移(学校基本調査)

① 小学校児童の状況

平成26年5月1日現在で小学校は7校あり、児童数は333人となっています。

児童数の推移をみると、平成22年から平成26年にかけて119人、率にして26.3%減となっています。



■ 小学校の状況と児童数の推移

単位：校、学級、人

	学校数	学級数	児童数	教員数
平成22年	13	43	452	80
平成23年	10	37	397	73
平成24年	8	32	383	63
平成25年	7	27	353	54
平成26年	7	25	333	52

注：各年5月1日現在

資料：学校基本調査

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況

現在、放課後児童クラブは3つあり、北檜山区、瀬棚区、大成区にそれぞれ1クラブあります。

利用している児童は小学1年生から4年生までで、北檜山学童保育所が30人、瀬棚学童保育所が4人、大成学童保育所が9人となっています。

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推移（児童数は登録児童数）

単位：か所、人

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
放課後児童 健全育成事業	施設数	3	3	3	3	3
	定員数	北檜山／25人 瀬棚／20人 大成／15人				
	児童数	53	54	50	55	43
	指導員数	北檜山／2人 瀬棚／1人 大成／1人				

注：各年5月1日現在

資料：町民児童課調

■ 放課後児童クラブの現状（利用児童数）

単位：人

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
北檜山学童保育所	7	14	4	5	-	-	30
瀬棚学童保育所	-	3	1	-	-	-	4
大成学童保育所	5	1	2	1	-	-	9

注：平成26年5月1日現在

資料：町民児童課調

■ 平成26年度3区放課後児童クラブ活動計画

月	北檜山学童保育所	瀬棚学童保育所	大成学童保育所
	事業内容		
4月	★ 学童入所歓迎会・鯉のぼり工作づくり	★ 誕生会	★ 外遊び
5月	★ 読み聞かせ	★ 室内ゲーム遊び・外遊び	★ プランターの花植え・外遊び
6月	★ 遠足・七夕の工作づくり	★ 七夕飾り製作・室内ゲーム遊び 外遊び	★ 七夕飾り製作・外遊び
7月	★ 3区学童保育所合同バス遠足 おとまり会	★ 3区合同バス遠足・水遊び・外遊び	★ 3区合同バス遠足・お祭り参加 調理実習・プール遊び・外遊び
8月	★ 夏休み期間（プール遊び・給食）	★ 水遊び・外遊び	★ 水遊び・外遊び
9月	★ 読み聞かせ・遠足（さけ公園予定）	★ 誕生会・お祭り参加・水遊び・外遊び	★ ハロウィン製作・水遊び・外遊び

月	北檜山学童保育所	瀬棚学童保育所	大成学童保育所
	事業内容		
10月	★ ハロウィンの工作づくり	★ 工作・読書・外遊び	★ 外遊び
11月	★ 工作づくり	★ クリスマスオーナメント製作 室内ゲーム遊び・雪遊び	★ クリスマスオーナメント製作・雪遊び
12月	★ クリスマス会用工作づくり クリスマス会	★ クリスマス会・誕生会・雪遊び	★ リース製作・クリスマス会 正月飾り製作・雪遊び
1月	★ 冬休み期間(読み聞かせ・給食)	★ 室内ゲーム遊び・雪遊び	★ 雪遊び
2月	★ 節分豆まき・鬼のお面工作づくり	★ 室内ゲーム遊び・節分豆まき 誕生会・雪遊び	★ お雛様製作・雪遊び
3月	★ 終了会 (反省会・給食会)	★ 雛祭り製作・学童お別れ会・雪遊び	★ 学童お別れ会・雪遊び

(3) 障がいのある子どもの状況

現在、幼稚園、保育所に障がいのある子どもはおりませんが、小学校4校で5人が特別支援教育を受けています。

町には子ども発達支援センターがありませんが、隣接する今金町子ども発達支援センターで児童デイサービス、児童の発達相談を受けている子どもが平成26年5月1日現在で83人います。

■障がいのある子どもの状況(実人員)

単位:人

	児童デイサービス	児童の発達相談	児童と家族の相談・生活支援	その他	計
平成24年	13	29	25	-	67
平成25年	21	28	27	-	76
平成26年	21	32	30	-	83

注:各年5月1日現在

資料:今金町子ども発達支援センター

(4) 子育て支援センターの活動状況

せたな町の子育て支援センター(3施設)の平成26年度の活動計画は次のようになっています。

■平成26年度北檜山子育て支援センター活動計画

事業	育児相談・広報啓発	あそびの広場	親子体験遊び
通年	電話、来所による相談 ・月～金曜日 9:30～14:30 上記以外でも開所日に対応	自由遊び(外遊び)を中心に ・手遊び・親子ふれ合い遊び ・絵本読み聞かせ・製作・ゲーム	毎週火曜日と木曜日 9:30～11:30
4月	★ 子育て支援センターだより発行		★ こいのぼり製作・折り紙遊び
5月	★ 子育て支援センターだより発行		★ 体育館遊び・外遊び ★ 体育館遊び・外遊び・手作りおもちゃ遊び

事業	育児相談・広報啓発	あそびの広場	親子体験遊び
6月	★ 子育て支援センターだより発行		★ 体育館遊び・外遊び・手作りおもちゃ遊び ★ お誕生会(4~6月生まれ)
7月	★ 子育て支援センターだより発行		★ 公園遊び・体育館遊び ★ 水遊び・散歩
8月	★ 子育て支援センターだより発行		★ 公園遊び・砂遊び ★ 水遊び・外遊び
9月	★ 子育て支援センターだより発行		★ 公園遊び・体育館遊び ★ お誕生会(7~9月生まれ)・外遊び
10月	★ 子育て支援センターだより発行	★ 子どもまつり参加 (人形劇鑑賞会・縁日遊び)	★ 散歩・体育館遊び ★ 公園遊び・砂遊び
11月	★ 子育て支援センターだより発行		★ お絵かき遊び・親子ふれあいゲーム ★ 作って遊ぼう
12月	★ 子育て支援センターだより発行		★ ゲーム遊び・クリスマス飾り作り ★ お誕生会(10~12月生まれ)・クリスマス会
平成27年1月	★ 子育て支援センターだより発行		★ 親子ゲーム遊び・作って遊ぼう ★ 鬼のお面作り
2月	★ 子育て支援センターだより発行		★ 豆まき・パネルシアター ★ お雛様製作・親子ゲーム
3月	★ 子育て支援センターだより発行		★ 作って遊ぼう・親子ふれあいゲーム ★ お誕生会(1~3月生まれ)・お別れ会

■平成26年度瀬棚子育て支援センター活動計画

事業	育児相談・広報啓発	あそびの広場	親子体験遊び
通年	電話相談日 ・毎週月曜日 9:30~16:00 来所による相談 ・毎週水と金曜日 9:30~11:30 上記以外でも開所日に対応	・毎月第2金曜日 10:00~11:00 ・製作、自由遊び、誕生会、外遊びなど ・自由遊び (三輪車、ままごと遊び、滑り台など)	・毎週水曜日 9:30~11:30 ・毎週金曜日 9:30~11:30
4月		★ 防犯ビデオ鑑賞会	★ エプロンシアター・こいのぼり製作
5月	★ 子育て支援センターだより発行		★ パネルシアター・いもまき・園庭遊び ★ 誕生会(ホットケーキ作り)
6月		★ 歯科講話	★ シャボン玉遊び・ピクニック・うちわ作り
7月	★ 子育て支援センターだより発行	★ 運動会・夕涼み会参加	★ 七夕製作・水遊び ★ 誕生会(フルーツ白玉作り)
8月			★ 水遊び・ピクニック・シャボン玉遊び
9月	★ 子育て支援センターだより発行		★ エプロンシアター・いもほり ★ 誕生会(カレーライス作り)
10月		★ 子どもまつり (人形劇鑑賞会、縁日遊び)	★ 秋の製作・園庭遊び ★ ピクニック(どんぐり、落ち葉拾い)
11月	★ 子育て支援センターだより発行		★ お店屋さんごっこの品物作り ★ お店屋さんごっこ・誕生会
12月		★ 育児講座	★ パネルシアター・クリスマス製作 ★ クリスマス会
平成27年1月	★ 子育て支援センターだより発行		★ 簡単こま作り・エプロンシアター ★ 鬼のお面作り・誕生会
2月			★ 雪遊び・パネルシアター・雛飾り製作
3月	★ 子育て支援センターだより発行		★ 親子ゲーム・手作りカード作り・誕生会

■平成 26 年度大成子育て支援センター活動計画

事業	育児相談・広報啓発	あそびの広場	親子体験遊び
通年	電話・来所による相談 ・毎週水曜日 13:30～15:30 上記以外でも開所日に対応	手遊び・外遊び・紙芝居等 絵本読み聞かせ・製作・ゲーム	毎週火・金曜日 10:00～12:00 13:30～15:30
4月	★ 子育て支援センターだより発行		★ こいのぼり製作・母の日プレゼント製作
5月	★ 子育て支援センターだより発行		★ 父の日プレゼント製作・あじさい製作・外遊び
6月	★ 子育て支援センターだより発行		★ 七夕飾り製作・外遊び
7月	★ 子育て支援センターだより発行		★ 海の生き物製作・水遊び(プール)
8月	★ 子育て支援センターだより発行		★ うちわ、ふうりん製作・水遊び(プール)
9月	★ 子育て支援センターだより発行		★ 季節の果物製作・ハロウィン製作・お散歩
10月	★ 子育て支援センターだより発行	★ 子どもまつり参加 (人形劇鑑賞会、縁日遊び)	★ 落ち葉製作・とんぼ製作・落ち葉拾い
11月	★ 子育て支援センターだより発行		★ まつぼっくり・どんぐり・クリスマスオーナメント 製作、どんぐり・まつぼっくり拾い
12月	★ 子育て支援センターだより発行		★ クリスマス会・外遊び・リース製作 正月飾り製作
平成27 年 1月	★ 子育て支援センターだより発行		★ 外遊び・雪だるま製作・鬼のお面製作
2月	★ 子育て支援センターだより発行		★ 豆まき・お雛さま製作
3月	★ 子育て支援センターだより発行		★ お雛様会・春のお花製作・季節の虫製作

4. ニーズ調査結果のあらまし

(1) 調査のあらまし

この計画を策定する資料として、教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況と利用意向などを把握するために、ニーズ調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

■ニーズ調査概要

調査対象	① 就学前児童の保護者 :302人 ② 小学1～4年生の保護者:240人
調査方法	せたな町内の全保育園、幼稚園、小学校の全面的な協力で配布、回収 就学前で、保育園、幼稚園を利用していない児童は郵送により配布、回収
調査期間	平成25年11月下旬～12月中旬
回収数(率)	① 就学前児童の保護者 :231人(76.5%) ② 小学1～4年生の保護者:205人(85.4%)
グラフの見方	① 集計結果は少数点第2位で四捨五入のため100%にならないことがある ② 複数回答の場合の構成比は、回答者数で割ったもの ③ グラフのNは標本数(回答者総数)を表わす

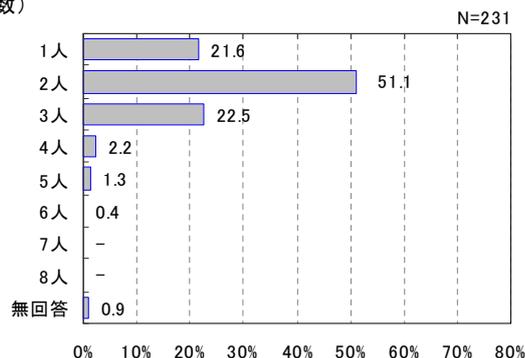
(2) 就学前児童調査結果のあらまし

子どもと家族の状況

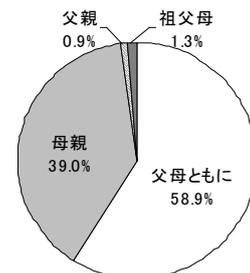
① 主に子育てを行っている人

主に子育て(教育含む)をしているのは「父母ともに」が58.9%で最も多くなり、次いで「母親」が39.0%になりました。子育て・教育を男女ともに担っている割合が6割近くになり、男女共同が進んでいるようです。

■子どもの数(単数)



■主に子育て(教育)を行っている人(単数/N=231)

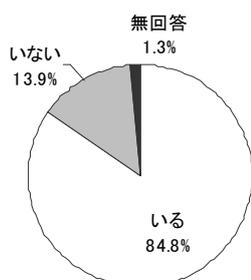


② 子どもの預け先

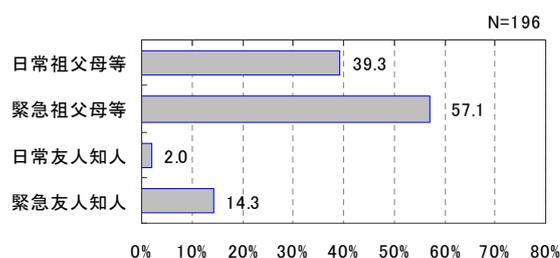
日常あるいは緊急時に子どもを預けられる人が「いる」が84.8%（196人）、「いない」が13.9%になり、預けられる人がいる回答者が多くを占めました。

預かっている人は、日常と緊急時合わせて「祖父母等」が96.4%とほとんどを占めています。

■子どもの預け先の有無(単数/N=231)



■子どもの預け先(複数)

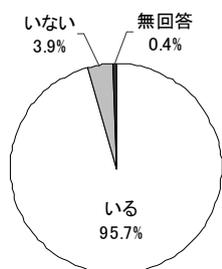


③ 子育て等の相談先

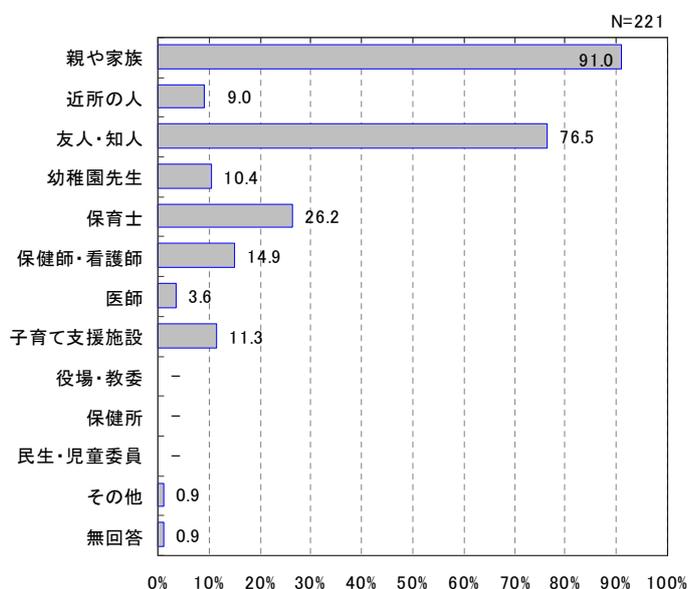
相談できる人(所)が「いる」(ある)回答者が95.7%（221人）とほとんどを占めました。

相談先(人・所)は、「親や家族」が91.0%とたいへん高い回答率になり、次いで「友人・知人」が76.5%となり、多くの回答者は「親や家族」とともに「友人・知人」にも相談しているようです。

■相談先の有無(単数/N=231)



■相談先(複数)

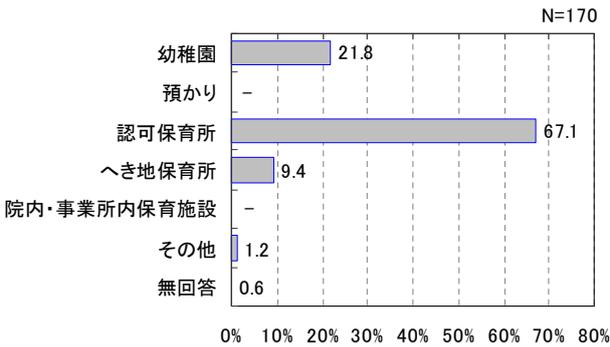


教育・保育事業の利用状況・利用意向

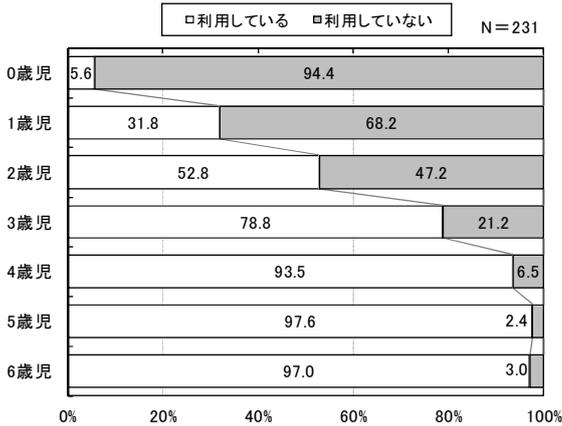
① 現在の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」は73.6%、「利用していない」は26.4%になり、4歳児の93.5%、5歳児の97.6%、6歳児の97.0%が幼稚園か保育所などを利用しています。

■ 平日に定期的に利用している教育・保育事業(単数)



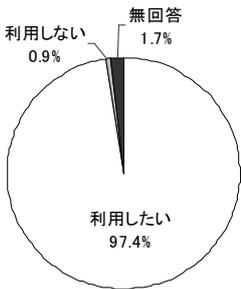
■ 平日に定期的に利用している教育・保育事業(各歳別)



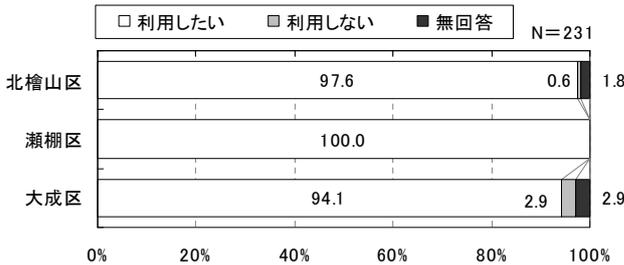
② 今後の利用意向

今後の定期的な教育・保育事業の利用意向は、97.4%とほとんどの回答者が「利用したい」としています。地域別でも利用意向が高く、中でも瀬棚区では「利用したい」が100%になりました。

■ 今後の教育・保育事業の利用意向(単数/N=231)



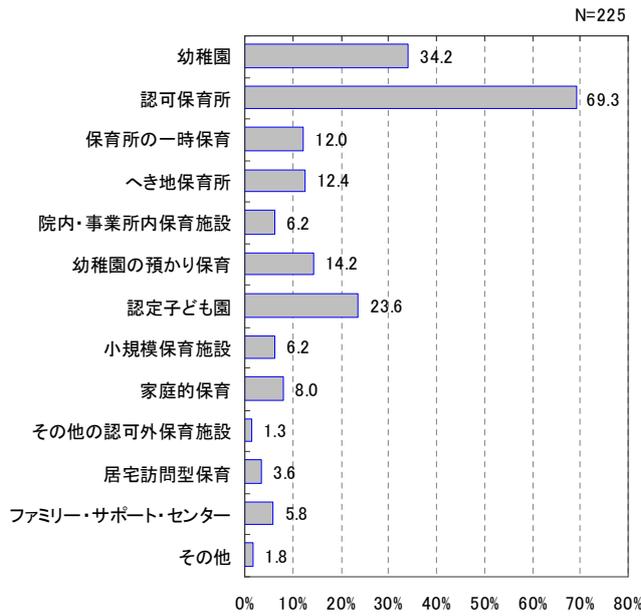
■ 今後の教育・保育事業の利用意向(地域別)



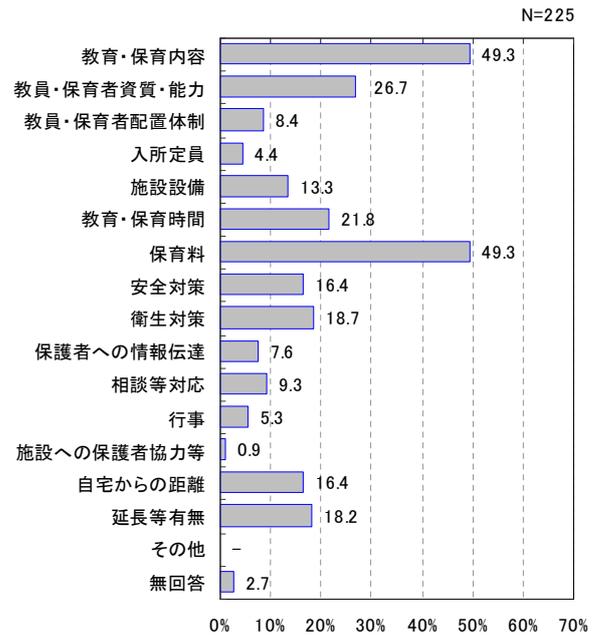
今後、利用したい事業は、「認可保育所」が69.3%、「幼稚園」が34.2%、「認定子ども園」が23.6%となり、約7割の回答者が「認可保育所」を希望しています。また、せたな町には「認定子ども園」がありませんが、回答者のおよそ4人に1人が利用を希望しています。

利用を希望する事業で特に重視する条件は、「教育・保育内容」と「保育料」がともにトップで回答率は49.3%になりました。3位は教員・保育者の「資質・能力」で26.7%になっています。

■ 今後平日に定期的に利用を希望する事業(複数)



■ 利用希望事業で重視する条件(複数)



地域子育て支援拠点事業の利用状況・利用意向

① 現在の利用状況

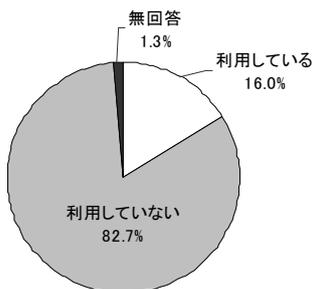
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）を「利用している」のは16.0%で、「利用していない」は82.7%となりました。

② 今後の利用意向

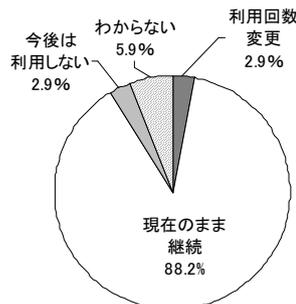
今後の利用については（現在、利用している回答者対象）、「現在のまま継続して利用したい」が約88.2%、「利用回数を変更したい」が2.9%となりました。

また、現在、利用していない回答者の今後の利用意向は、「利用したい」が23.6%（45人）、「利用しない」が73.3%（140人）となり、現在利用している回答者と今後の利用希望がある回答者を合わせると33.8%が利用を希望しています。

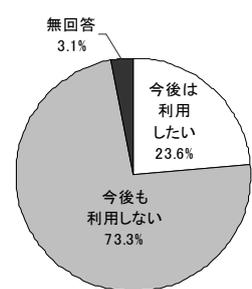
■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況(単数/N=231)



■ 今後の利用希望 (単数/現在利用している34人)



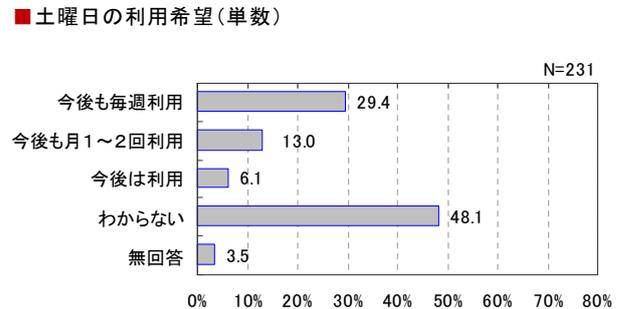
■ 今後の利用希望 (単数/現在利用していない191人)



土曜・休日・長期休暇中の教育・保育事業の利用意向

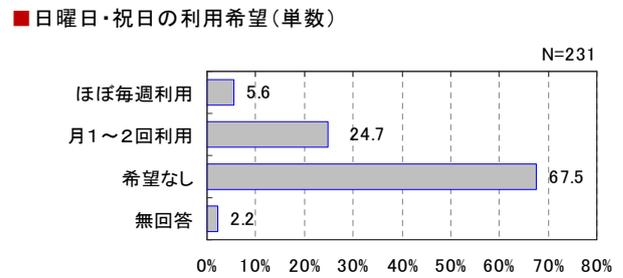
① 土曜日の教育・保育事業の定期的な利用希望

土曜日の定期的な利用については「今のところわからない」が48.1%、『利用希望あり』（今後も毎週利用+今後も月1~2回利用+今後は利用）が48.5%と近似した割合になりました。



② 日曜日・祝日の教育・保育事業の定期的な利用希望

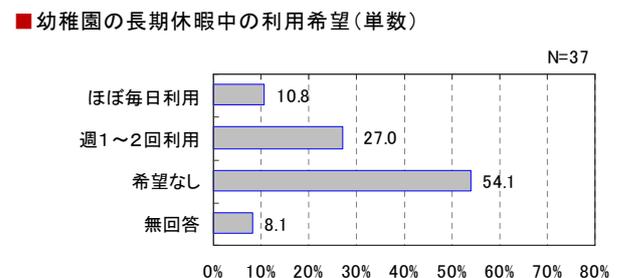
日曜日・祝日の利用希望は、利用「希望なし」が67.5%と多くを占めました。 「月1~2回は利用」も24.7%ありました。



③ 長期休暇中の教育・保育事業の定期的利用希望（幼稚園利用者限定）

現在、幼稚園を利用している回答者は37人ですが、長期休暇中の利用希望は「なし」が54.1%と半数を超えました。

一方、『利用希望あり』（ほぼ毎日利用+週1~2回利用）は37.8%ありました。



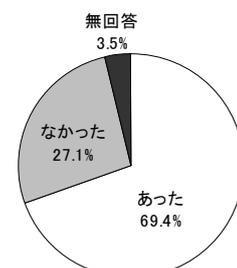
病児保育について

① 病気やケガで休園したことの有無

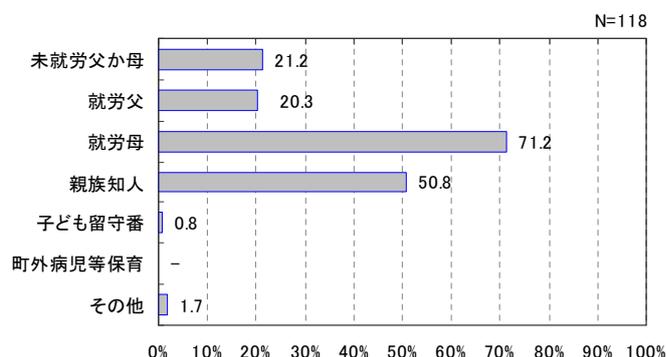
この1年間に、病気やケガで幼稚園や保育園を休んだことが「あった」が69.4%と約7割を占めました。

そのときの対応は、「就労している母親が休んで見た」が71.2%、「家族等に看てもらった」が50.8%となりました。

■病気やケガでの休園状況(単数 N=170)



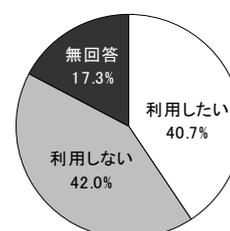
■ 病気やケガで休園時の看護者等(複数/「あった」118人対象)



② 病児保育の利用希望

病児保育を「利用したい」が 40.7%、「利用しない」が 42.0%と近い割合になりましたが、無回答も 17.3%あり、まとめることは難しい結果です。

■ 病児保育の利用希望(単数/N=231)

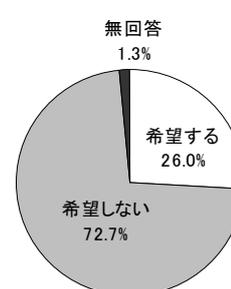
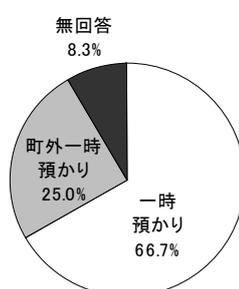
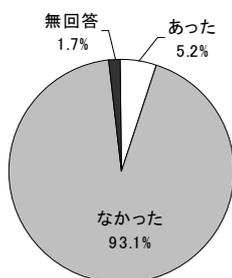


一時預かりの利用状況・利用意向

この1年間に私用等で子どもを一時的に預けたことが「あった」回答者は 5.2% (12人) で、利用したのは「一時預かり」が 66.7%、「町外の一時的預かり」が 25.0%でした。「預かり保育」の利用はありませんでした。

次に、不定期な教育・保育事業の利用を「希望する」回答者は 26.0%、「希望しない」回答者は 72.7%でした。

■ 一時預かり利用の有無(単数/N=231) ■ 利用した事業(複数/「あった」12人対象) ■ 利用希望(単数/N=231)



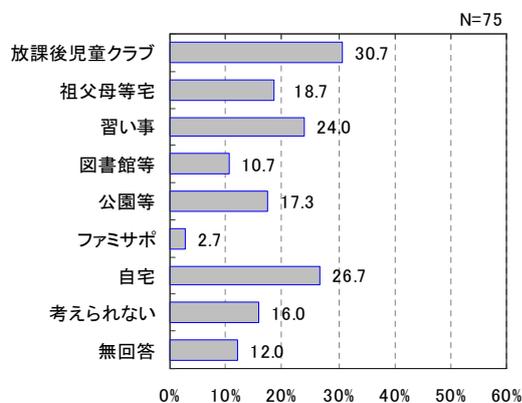
放課後児童クラブの利用意向

① 小学校就学後の放課後の過ごしませ方(5歳以上)

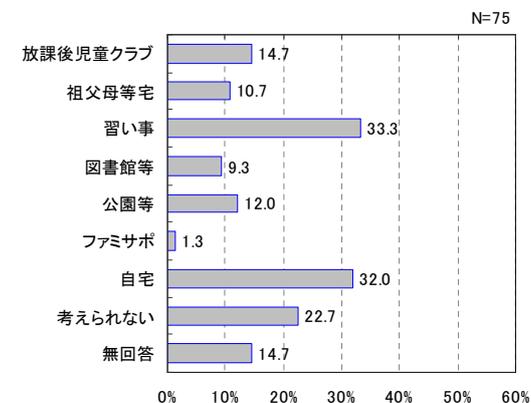
放課後に過ごさせたい所は、低学年のときは「放課後児童クラブ」(30.7%)が、高学年のとき

は「習い事」(33.3%)がトップになりました。次いで、低学年のときも高学年のときも「自宅」(26.7%、32.0%)となり、高学年のとき「放課後児童クラブ」は14.7%に低下しています。

■ 低学年時に希望する過ごし方(複数)



■ 高学年時に希望する過ごし方(複数)



② 土曜日、日曜・祝日・長期休暇中の放課後児童クラブの利用意向

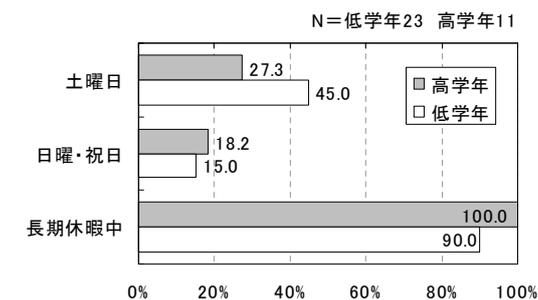
低学年で放課後児童クラブの利用を希望する回答者に、土曜日や日曜日等、長期休暇中の利用希望があるかどうか質問した結果、利用を「希望する」回答者が87.0%になりました。

高学年で放課後児童クラブの利用を希望する回答者では、全員が利用を「希望」しました。

次に、放課後児童クラブをいつ(土曜日、日曜・祝日、長期休暇中)利用したいかについて質問すると、低学年、高学年とも「長期休暇中」の利用希望がたいへん多く、低学年では90.0%、高学年では100%となっています。

利用希望が最も少ないのは「日曜・祝日」で、低学年15.0%、高学年18.2%となりますが、両学年とも回答率が15%を超えており、一定の利用希望はあるといえます。

■ 低学年と高学年時の土曜日等の放課後児童クラブ利用希望(複数)



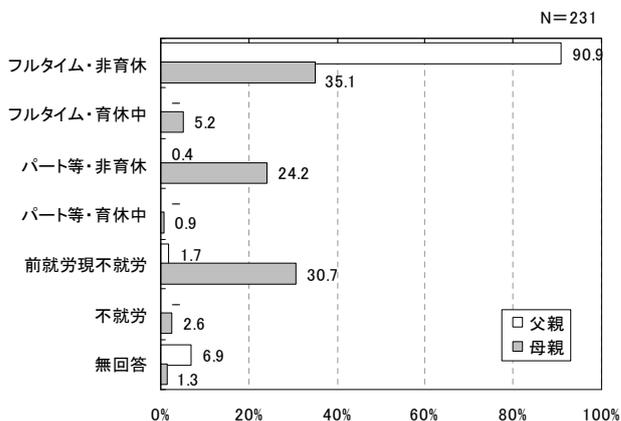
父母の就労状況

① 父母の就労状況

父親の就労率(フルタイム、パート、育休・介護休業中かどうかを問わず就労している人の割合)は91.3%、「パート等就労」(育休・介護休業中含む)は0.4%となりました

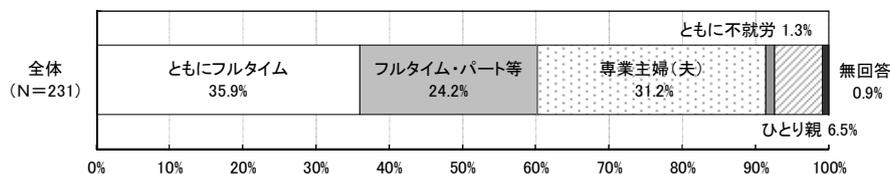
母親の就労率は65.4%で、うち「フルタイム就労」(産休・育休・介護休業中含む)が40.3%、「パート等就労」が25.1%となって

■ 父母の就労状況(単数)



います。

■ 父母の就労状況による家庭類型(単数/「ともにパート等」は回答者ゼロ)

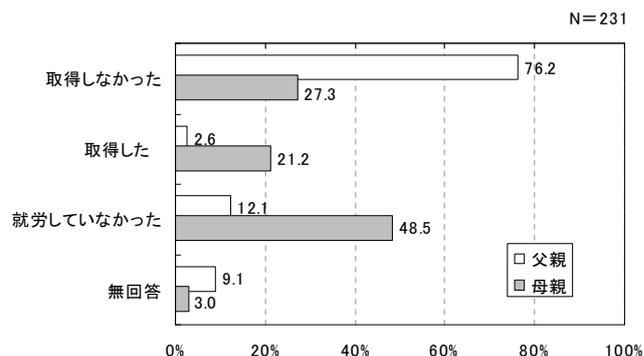


② 育児休業制度の取得状況

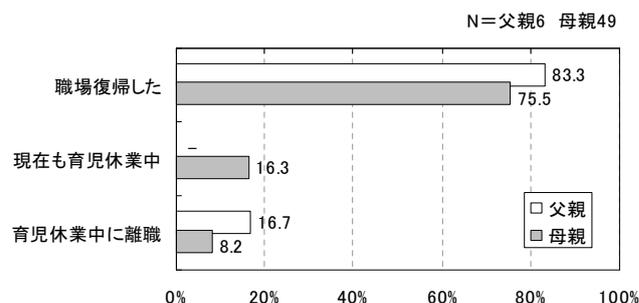
育児休業制度を「取得した(取得中・申請中)」のは、父親が2.6%、母親が21.2%で、「取得しなかった(していない)」は父親が76.2%、母親が27.3%でした。

また、制度を取得した回答者のうち「職場復帰」したのは父親が83.3%、母親が75.5%となっています。

■ 育児休業取得状況(単数)



■ 育児休業取得後の職場復帰の状況(単数)



子育て・教育に関する心配ごと

① 子育て・教育に関する情報の入手方法

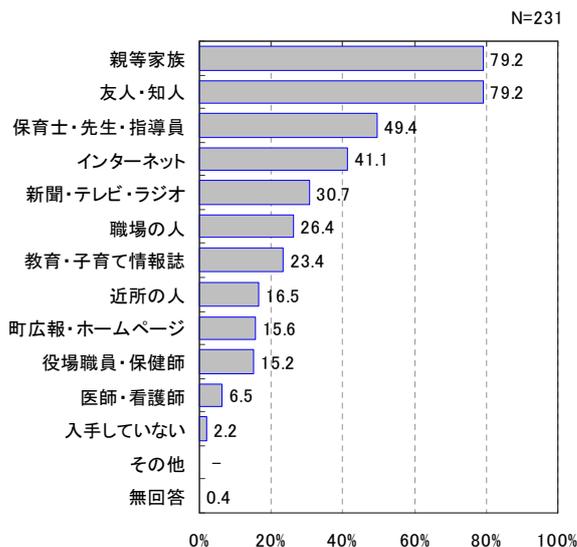
入手先のトップは「親等家族」と「友人等」でともに79.2%になり、次いで「保育士・先生・指導員」が49.4%、「インターネット」が41.1%になりました。

「親等家族」と並んで「友人等」が約8割と、いわゆる“ママ友”は重要な情報の入手方法となっています。

また、「インターネット」が4割あまりあり、今後の情報提供手段としてはインターネットの有効

活用がポイントになるでしょう。

■情報入手方法(複数/全体順位づけ)

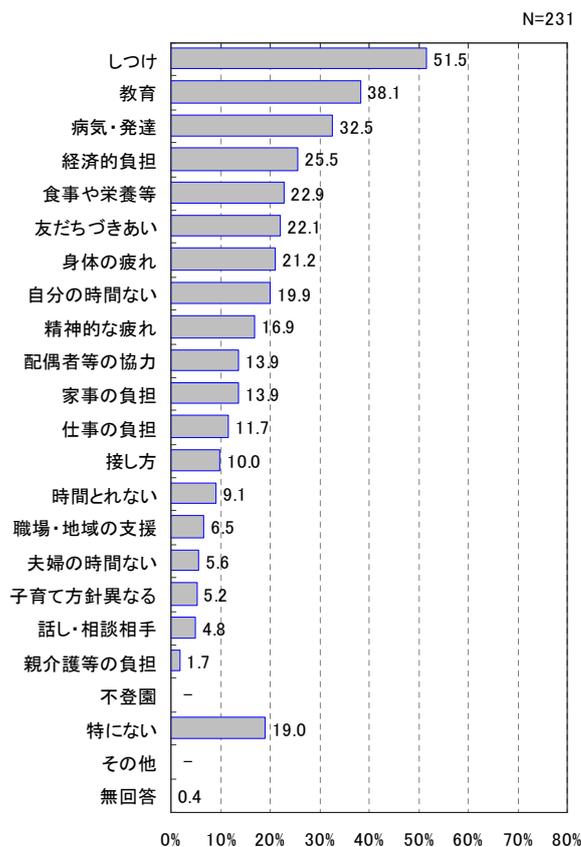


② 子育て・教育に関する心配ごとや悩みごと

子育てについての心配ごとや悩みごとは、「しつけ」が51.5%でトップになり、次いで「教育」38.1%、「病気・発達等」32.5%、「経済的負担」25.5%などとなりました。

全体に、「子育て方針異なる」(配偶者や家族としつけや教育方針が異なる)や「話し・相談相手」「職場・地域の支援」などについては1割未満の回答率となり、「不登園等」については回答者がおらず、家庭や地域、職場の状況については大きな問題はなさそうです。

■子育て・教育の心配ごと等(複数/全体順位づけ)



子育て・教育分野の取り組み評価

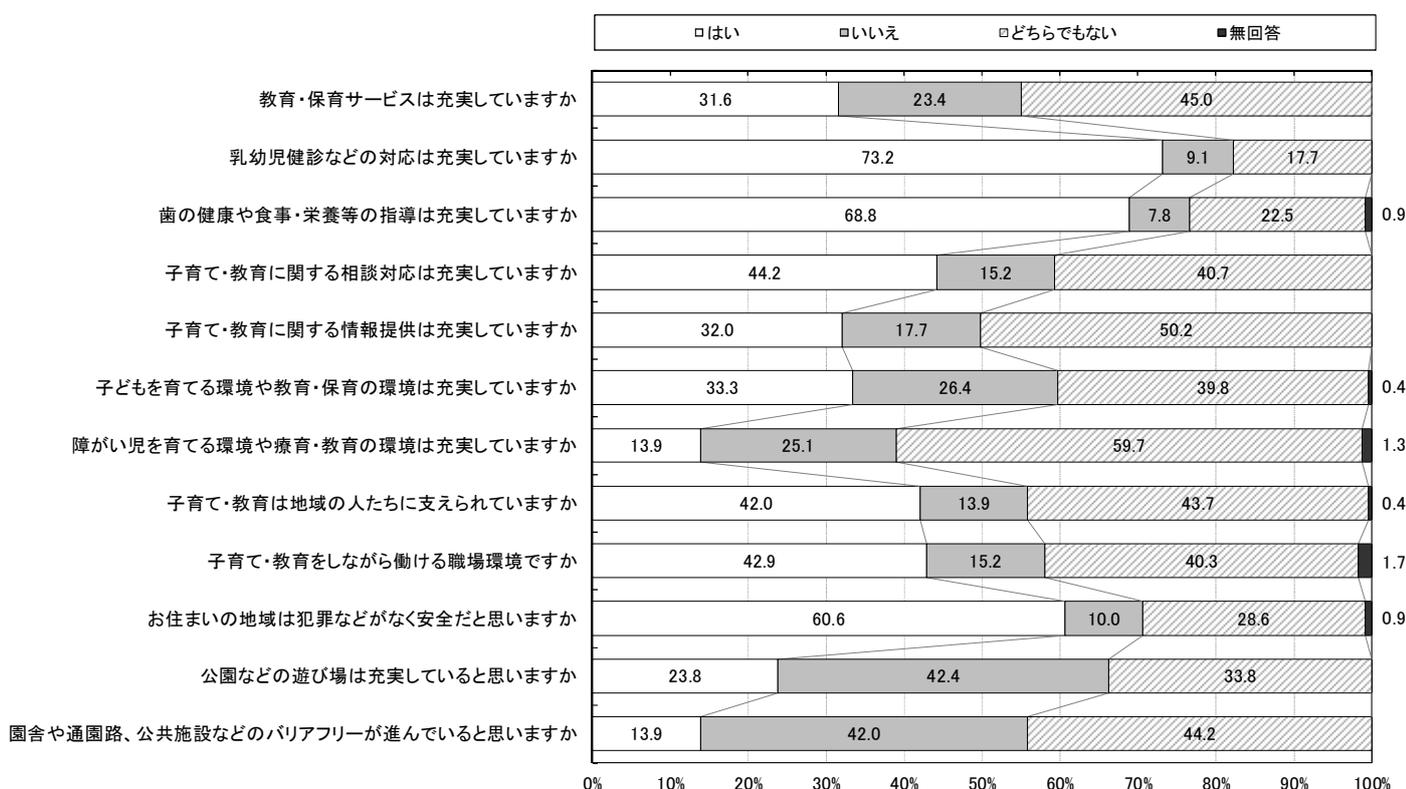
子育て・教育に関わる12分野(施策分野)で評価されている(はい)のは、「乳幼児健診等の対応」が73.2%でトップになり、次いで「歯・食事・栄養等指導」が68.8%、「居住地域の安全性」(住んでいる地域は犯罪などがなく安全)が

60.6%の順となりました。

反対に評価が低い（いいえ）のは、「公園・遊び場」が42.4%、「施設のバリアフリー化」（園舎や通園路、公共施設などの）が42.0%になり、「子育て・教育・保育環境」（26.4%）、「障がい児療育・教育等」（25.1%）も低い評価となっています。

「どちらでもない」分野は「障がい児療育・教育」が59.7%、「子育て・教育情報提供」が50.2%、「教育・保育サービス」45.0%などとなっています。また、「施設のバリアフリー化」や「子育て・教育は地域社会に支えられている」「子育て・教育に関する相談対応」「子育て・教育しながら働ける職場環境」も、評価している回答者と評価していない回答者の割合が近く、評価が分かれます。

■子育て・教育施策分野評価(単数/N=231)



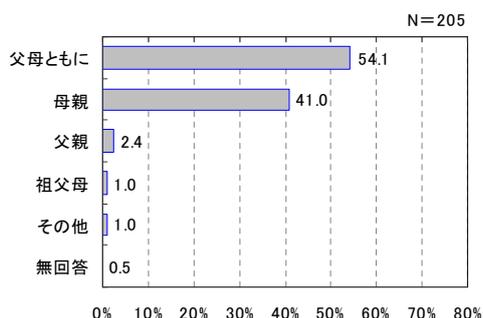
(3) 小学生調査結果のあらまし (小1~4年生)

子どもと家族の状況

① 主に養育・教育を行っている人

主に子育て（教育含む）を行っているのは「父母ともに」が54.1%、「母親」が41.0%になり、「父母ともに」が半数を超えましたが、就学前（58.9%）よりは率が低

■主に養育・教育を行っている人(単数)



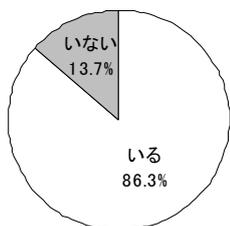
くなります。

② 子どもの預け先

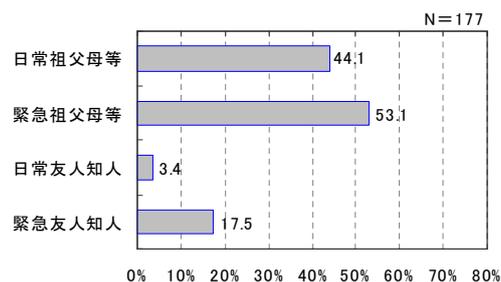
子どもを預けられる人が「いる」が 86.3%、「いない」が 13.7%になり、預ける人がいる回答者が9割近くを占めました。

預かっている人は、日常的、緊急時とも「祖父母等の親せき」が多く、回答率は日常的が44.1%、緊急時が53.1%で、「友人・知人」については緊急時が17.5%になっています。

■子どもの預け先の有無(単数/N=205)



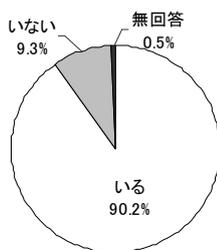
■子どもの預け先(複数)



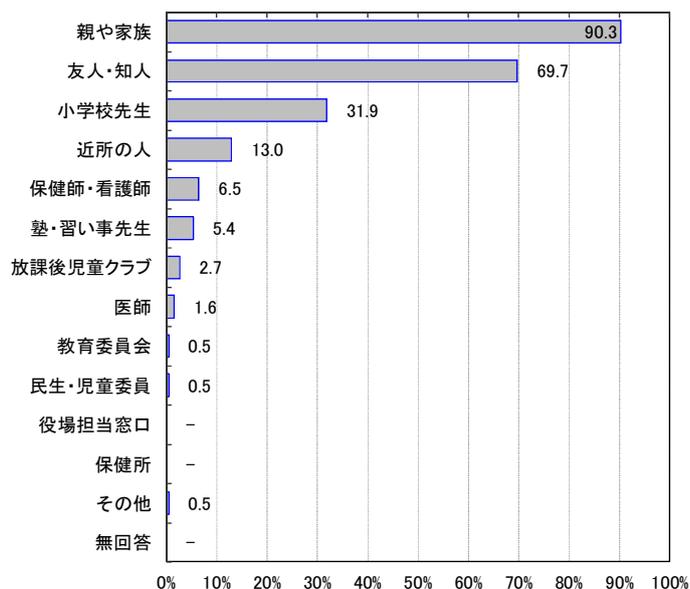
③ 養育・教育に関する相談先

相談できる人(所)が「いる」(ある)が90.2%とたいへん高い回答率となり、相談先は「親や家族」が90.3%と大半を占めました。次いで「友人・知人」が69.7%、「小学校先生」が31.9%となりました。

■相談先の有無(単数/N=205)



■相談先(複数/全体順位づけ/N=185)

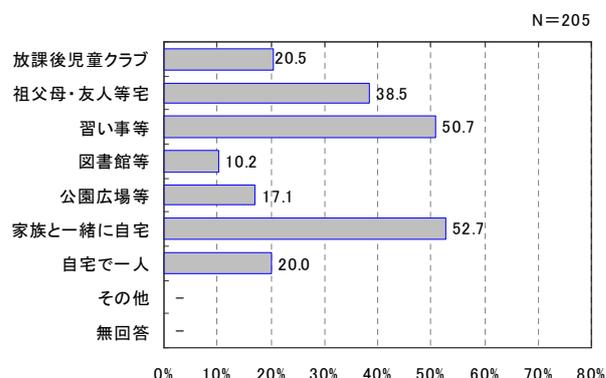


放課後児童クラブの利用意向

① 現在の放課後の過ごし方

現在の平日放課後の過ごし方は、「家族と一緒に自宅」が 52.7%でトップ、次いで「習い事等」が 50.7%、「祖父母・友人等宅」が 38.5%になり、「放課後児童クラブ」は 20.5%でした。

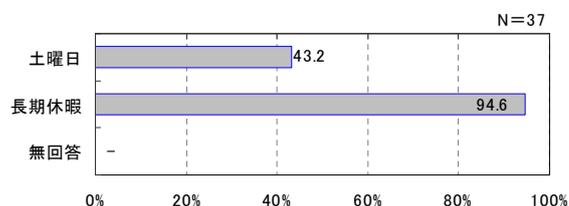
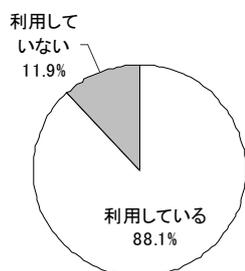
■現在の放課後の過ごし方(複数)



② 土曜日・長期休暇中の放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブ利用者の土曜日・長期休暇中の利用状況を見ると、「利用している」が 88.1%と多くを占め、「土曜日」の利用が 43.2%、「長期休暇中」の利用が 94.6%と、長期休暇中はほとんどの児童が利用しています。

■土曜日・長期休暇中の放課後児童クラブ利用の有無(単数/N=42) ■土曜日・長期休暇中の放課後児童クラブの利用状況

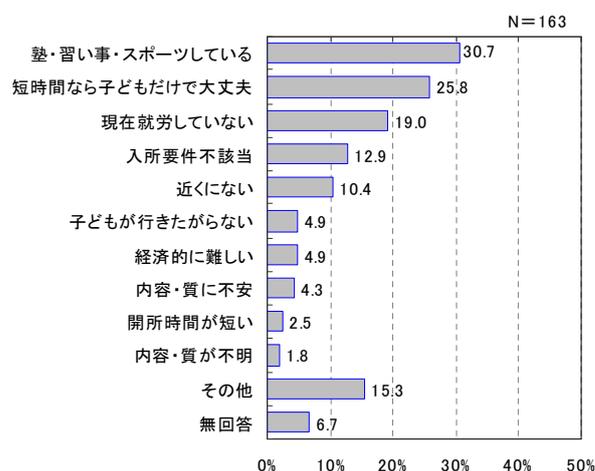


③ 放課後児童クラブを利用していない理由

放課後児童クラブを利用していない理由のトップは「塾や習い事・スポーツ等をしている」で 30.7%になり、次いで「放課後の短時間ならば子どもだけでも大丈夫」が 25.8%、「現在就労していない」が 19.0%となりました。

4位の「その他」15.3%については、「祖父母がいる(みてくれる・預かってくれる)」や「子どもが帰宅するまでに仕事から帰れる」「自営なので」などの

■放課後児童クラブ未利用の理由(複数/全体順位づけ/未利用 163人)



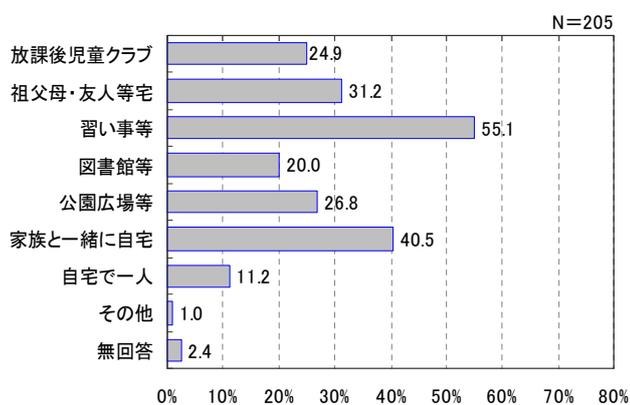
回答となっています。

④ 今後の過ごさせ方

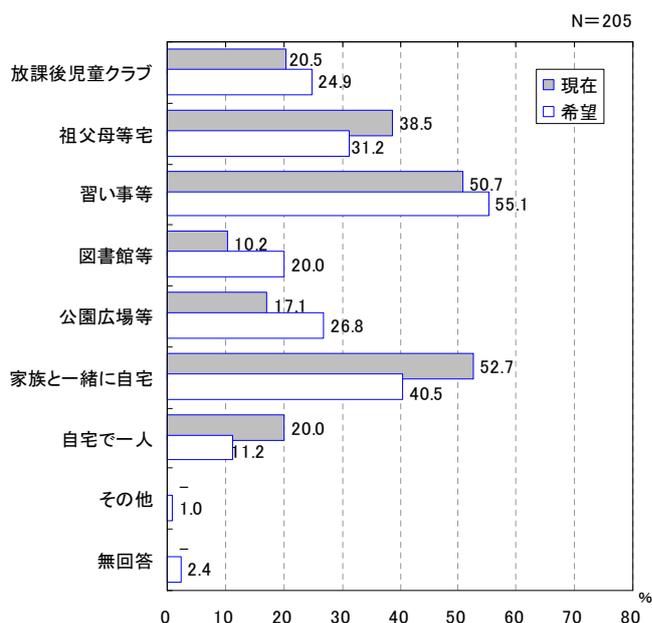
今後、希望する過ごさせ方は、「習い事等」が 55.1%と半数を超え、次いで「家族と一緒に自宅」が 40.5%、「祖父母・友人等宅」が 31.2%、「公園広場等」が 26.8%となりました。

現在の過ごし方と比べると「習い事等」「公園広場等」「図書館等」「放課後児童クラブ」等が現在より割合が高くなっています。

■ 放課後に過ごさせたい所(複数)



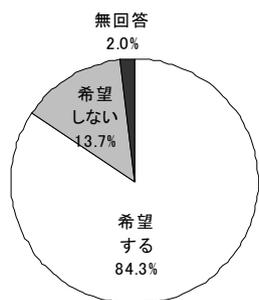
■ 現在と希望の放課後の過ごさせ方比較(複数)



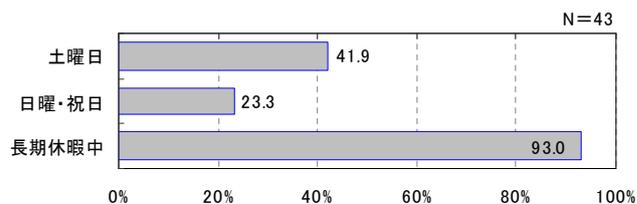
⑤ 土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の放課後児童クラブの利用意向

土曜日等や長期休暇中の放課後児童クラブの利用について、利用を「希望する」との回答が 84.3%と多くを占めました。利用を希望する曜日等は、「長期休暇中」が 93.0%と大半を占め、次いで「土曜日」が 41.9%、「日曜・祝日」が 23.3%となりました。

■ 土曜日等・長期休暇中の放課後児童クラブ利用希望の有無 (単数/N=51)



■ 希望する曜日等(複数)



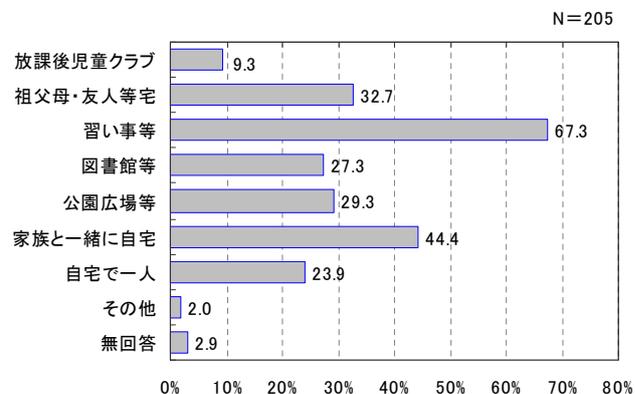
⑥ 高学年時の放課後児童クラブの利用意向

高学年時に希望する放課後の過ごし方は「習い事等」が67.3%でトップになりました。

次いで「家族と一緒に自宅」が44.4%、「祖父母・友人等宅」が32.7%、「公園広場等」が29.3%など、低学年時の希望と比べると回答率が高くなっています。

「放課後児童クラブ」については低学年時の希望(24.9%)より15.6%低い9.3%になっています。

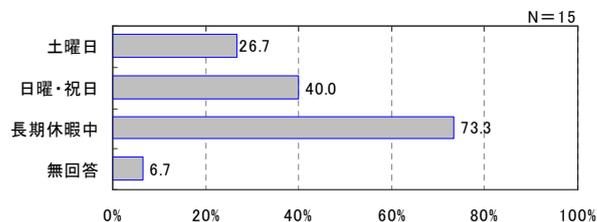
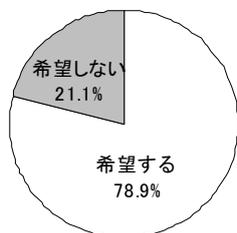
■ 高学年時に希望する放課後の過ごし方(複数)



⑦ 高学年時の放課後児童クラブの土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の利用意向

土曜日等・長期休暇中の利用希望は78.9%で、希望する曜日等は「長期休暇中」が73.3%、「日曜・祝日」が40.0%、「土曜日」が26.7%となっています。

■ 土曜日等・長期休暇中の放課後児童クラブ利用希望の有無(単数/N=19) ■ 希望する曜日等(複数)

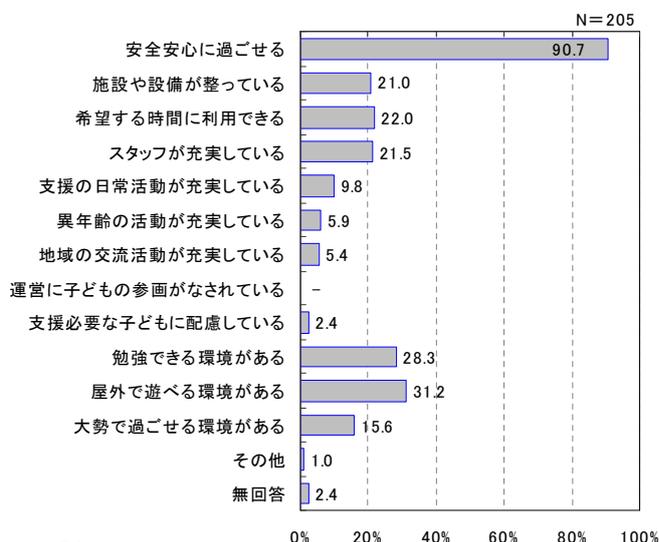


⑧ 放課後児童クラブへの要望

「安全安心に過ごせる」が90.7%の高率で1位になり、次いで「屋外で遊べる環境がある」が31.2%、「勉強できる環境がある」が28.3%などとなりました。

安全安心に対する関心の高さと不安が推測されます。

■ 放課後等を過ごす所で特に重視すること(複数)

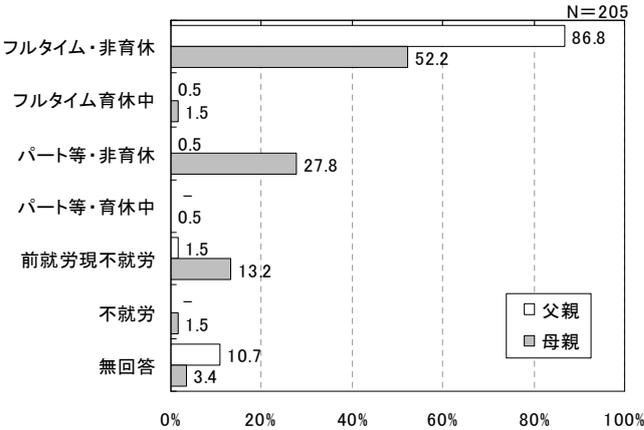


父母の就労状況

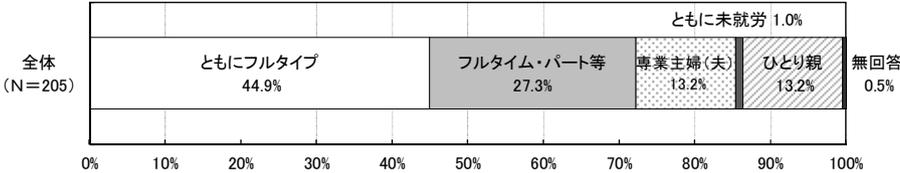
父親の就労率（フルタイム、パート、育休・介護休業中かどうかを問わず就労している人の割合）は87.8%で、うち「フルタイム就労」（育休・介護休業中含む）が87.3%になります。

母親の就労率は82.0%で、うち「フルタイム就労」（産休・育休・介護休業中含む）が53.7%、「パート等就労」（産休・育休・介護休業中含む）が28.3%となり、就学前と比べると就労率、「フルタイム就労」の割合が13.4%高くなり、「パート等就労」が3.2%高くなっています。

■ 父母の就労状況 (単数 / N=205)



■ 父母の就労状況による家庭類型 (単数 / 「ともにパート等」は回答者ゼロ)



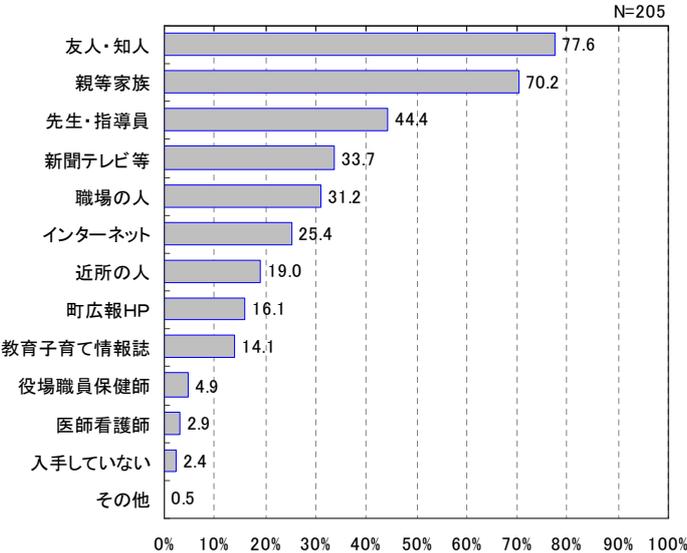
養育・教育に関する心配ごと

■ 情報入手方法 (複数 / 全体順位づけ / 無回答ゼロ)

① 養育・教育に関する情報の入手方法

情報の入手先のトップは「友人・知人」で77.6%になり、2位は「親等家族」70.2%、「先生・指導員」44.4%、「新聞・テレビ・ラジオ」33.7%などとなりました。選択傾向は就学前と同様で、小学生の保護者でも「ママ友」のウエイトが高くなっています。

また、「職場の人」が31.2%と就学前よりも高い回答率になっています。



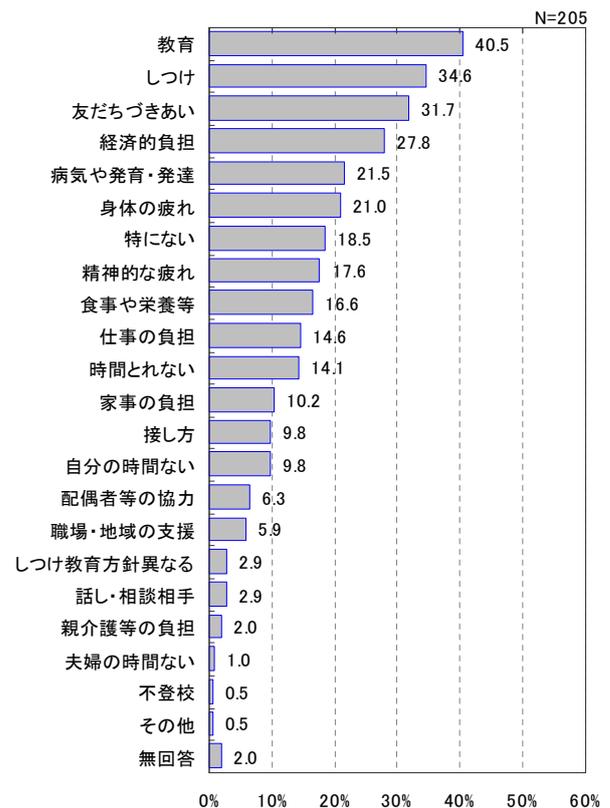
「インターネット」は25.4%で、就学前より15.7%も低くなっています。

② 養育・教育に関する心配ごとや悩みごと

養育・教育についての心配ごとや悩みごとは、「教育」が40.5%でトップになり、次いで「しつけ」34.6%、「友だちづきあい」31.7%、「経済的負担」27.8%、「病気や発育・発達」21.5%、「身体の疲れ」21.0%などの順となっています。

就学前と異なり、「しつけ」や「食事や栄養等」「病気や発育・発達」の割合が減少し、「教育」や「友だちづきあい」「経済的負担」の割合が増えています。

■子育て・教育の心配ごと等(複数/全体順位づけ)



子育て・教育分野の取り組み評価

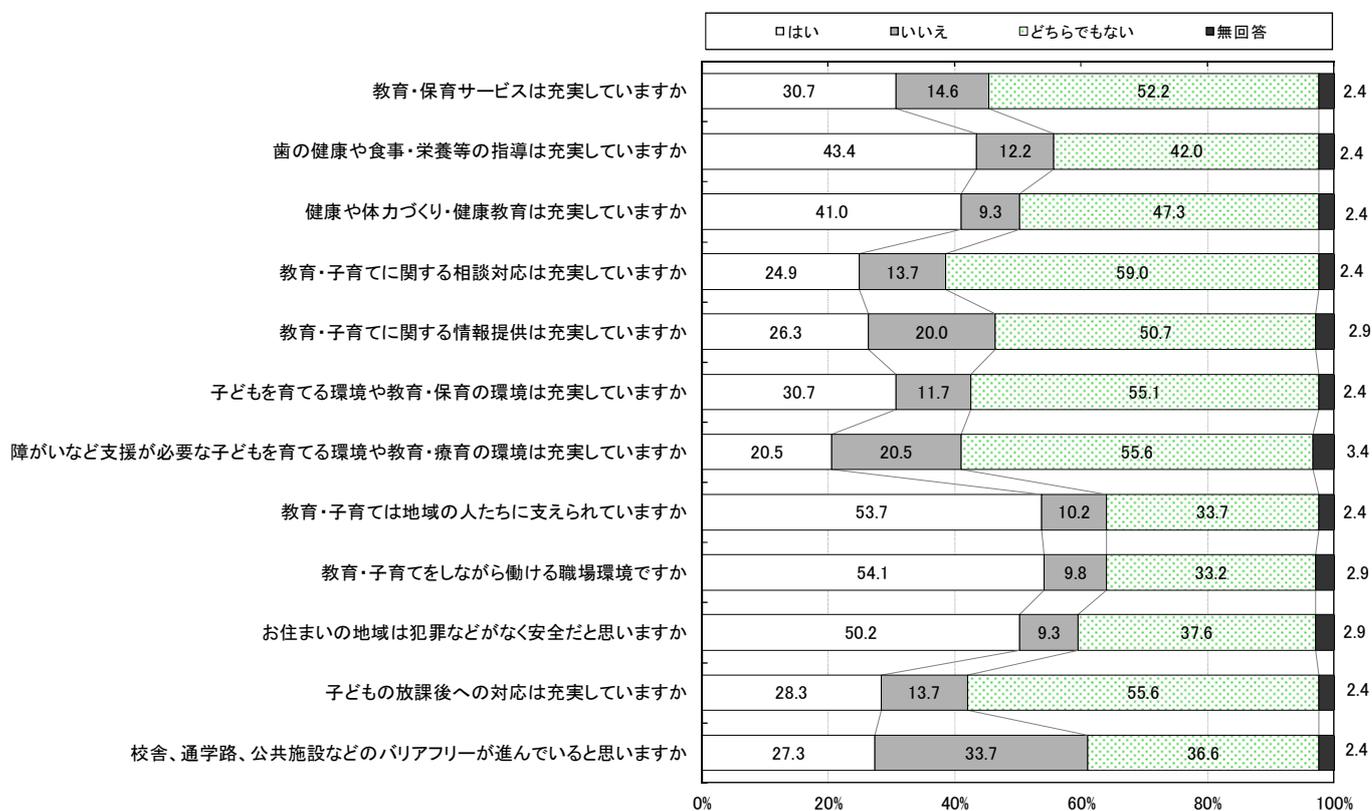
子育て・教育に関わる12分野(施策分野)で評価されている(はい)トップの分野は、「教育・子育てをしながら働ける職場環境」で54.1%になり、次いで「教育・子育ては地域の人たちに支えられている」53.7%、「居住地域は犯罪などがなく安全」50.2%などの順でした。また、保健分野(歯の健康・食事栄養指導、健康や体力づくり・健康教育)も41~43%台の回答率となっています。

評価が低い(いいえ)のは、「施設のバリアフリー化」(校舎や通学路、公共施設など)で33.7%になりました。

「どちらでもない」については、「相談対応」(教育・子育てに関する)、「障がい児療育・教育等支援」(障がいなど支援が必要な子どもを育てる環境、療育・教育環境)、「放課後対応」(子どもの放課後への対応)、「子育て・保育・教育環境」、「教育・保育サービス」、「教育・子育て情報提供」などで、回答率は50~59%台となっています。

全体に、子どもを取り巻く地域社会の風土はある程度評価されていますが、「相談」「情報提供」「障がい児等支援」「放課後対応」「バリアフリー化」は評価が分かれる傾向にあり、今後、取り組みを進めるうえで検討する必要があります。

■子育て・教育施策分野評価(単数/N=205)



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子ども・子育て支援法の基本理念は次のようになっています。

子ども・子育て支援法の基本理念

1. 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
2. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容と水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
3. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

また、子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、次のような考え方を示しています。

国の基本指針による基本的な考え方

基底となる考え方

- ★ 子どもの最善の利益が実現される社会をめざす
- ★ 全ての子どもと子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ★ 保護者は子育ての第一義的責任を有する

子どもの育ちに関する理念

- ★ 愛情、情緒の安定、他者への信頼感、基本的な生きる力の獲得
- ★ 乳幼児期の重要性・特性を認識し、質の高い教育・保育の安定的提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障

子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- ★ 保護者は子育ての第一義的責任を有する
- ★ 保護者が自己肯定感をもって子どもを育む、子どもの育ち（子育て）とともに親（保護者）も成長するよう（親育ち）支援
- ★ 施設での集団での学び・育ちへの支援、それに向けた専門性の向上、教育・保育・地域での子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善
- ★ 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援（保健・予防・医療・教育・福祉の連携強化）
- ★ 施設間の連携強化（幼保小・0～2歳と3～5歳）

社会のあらゆる分野における構成員の責務・役割

- ★ すべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性への関心と理解を深め、協働してそれぞれの役割を果たすこと
- ★ 家庭・施設・地域の連携強化

一方、「せたな町次世代育成支援行動計画（後期計画）」では、基本理念を次のように定めました。

せたな町次世代育成支援行動計画（後期計画）基本理念

せたな町総合計画の福祉部門の基本目標とめざすところを一つとする
「みんなの笑顔と力で創ろう、子どもが健やかに育つまち」

前記のように、平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」との基本認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとしており、国の基本指針では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすと明記しています。

子どもは次代の主人公です。どのような境涯にあらうとも、すべての子どもが健やかに、自分の可能性を最大限に発揮して伸び伸びと育つことは私たち町民みんなの願いです。

また、子育ての第一義的責任は保護者にありますが、子どもは地域社会の宝でもあります。家庭だけでなく、学校、地域、企業等がそれぞれの役割を認識し、安心して子どもを産み、喜びや楽しみをもちながら子どもを育てられる環境づくりに取り組む必要があります。

したがって、この計画では、子どもの最善の利益を第一に考え、法の考え方、せたな町総合計画、関連する計画の方向性を考えあわせ、「子どもが育ち 親も地域も希望も育つ“せたな”」を基本理念とします。

基本理念

子どもが育ち 親も地域も希望も育つ“せたな”



子供の最善の利益

「児童の権利に関する条約」（平成6年5月16日条約第2号）で基本原則として掲げられた考え方。

● 児童の権利条約第3条1

児童に関するすべての措置をとるにあたっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局または立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2. 基本目標

基本理念の実現をめざして取り組む事業の推進にあたり、次のように基本目標を定めます。

基本目標1

子どもが のびのびと元気に育つ町

さまざまな学習や生活体験を通じて子どもが自らの心と体をのびのびと成長させ、どんな時にもたくましく希望をもって生き抜くよう、子どもの育ちを応援する町をめざします。

基本目標2

安心して 子どもを産み育てられる町

母子保健や保育サービスなどの子育て支援策の充実と、子どもと子育て家庭の暮らしを支える体制が整った、子育て応援の町をめざします。

基本目標3

みんなが 子どもと子育てを応援する町

これから子どもの親になる人も、今、子育て中の人、すでに子育てを終わった人も、誰もがこぞって子どもを守り育てる、子どもと子育てを応援する町をめざします。

子ども・子育て支援の視点

- 子育ての視点＝町のすべての子どもが、自らの成長力と可能性を伸ばし元気に育つよう応援する
- 親育ちの視点＝町のすべての親が、喜びを感じながら楽しく子育てできるよう応援する
- 町育ちの視点＝町のみinnで、子どもと子育てを見守り応援する

基本理念 子どもが育ち 親も地域も希望も育つ “せたな”

基本目標1
子どもがのびのびと
元気に育つ町

基本目標2
安心して
子どもを産み育てられる町

基本目標3
みんなが子どもと
子育てを応援する町

3. 主な取り組みと推進方向

3つの基本目標を実現するための主な取り組み（施策）とその推進方向は次のとおりです。

“子ども・子育て”
を応援する主な取り組みと目標 **基本目標1** **子どもが のびのびと元気に育つ町**

主な取り組み1 「子ども目線」のまちづくり

目標 子どもの人権が尊重され、子どもの心を大切にし、子どもの目線でまちづくりを行う

主な取り組み2 遊びや生活体験への支援

目標 子どもが、地域の中でさまざまな遊びや生活体験をしながら、学び、ふれあい、心も体も成長する

主な取り組み3 豊かな「学び」への支援

目標 子どもの豊かな心とたくましく生きる力が育まれ、一人ひとりの個性と可能性が輝く

主な取り組み4 発達・療育への支援

目標 障がいがあるなど支援を必要とする子ども一人ひとりの、発達と自立への支援を充実する

主な取り組み5 次代の親への支援

目標 次代の親となる子どもの心や体の相談、悩みなどへの対応が充実し、健康や衛生などの知識が身につく

“子育て・親育ち”
を応援する主な取り組みと目標 **基本目標2** **安心して子どもを産み育てられる町**

主な取り組み1 母子保健の充実と切れ目のない支援

目標 母子保健の充実と妊娠・出産・育児の切れ目がなく支援を進める

主な取り組み2 保育の充実

目標 保育が充実し、子育てしながら安心して働き続けられる

主な取り組み3 放課後児童への支援

目標 放課後の子どもたちが、楽しく過ごせる場所とプログラムがある

主な取り組み4 子育て家庭の経済的負担軽減

目標 子育ての経済的な負担を軽減する対策が十分周知され利用できる

“町育ち”

を促進する主な取り組みと目標 **基本目標3** みんなが子どもと子育てを応援する町

主な取り組み1 家庭と地域の教育力アップ

目標 家庭や地域の子育て力・教育力が向上し、さまざまな交流や子どもの健全育成、見守り声かけなどの活動が活発に行われる

主な取り組み2 児童虐待等の未然防止

目標 児童虐待や家庭内暴力を未然に防ぎ、あるいは早期に対応して弱い立場の子どもを守る

主な取り組み3 仕事と家庭生活の両立支援

目標 子育ての喜びを実感しながら安心して働けるよう、家族も地域も企業も積極的に応援する

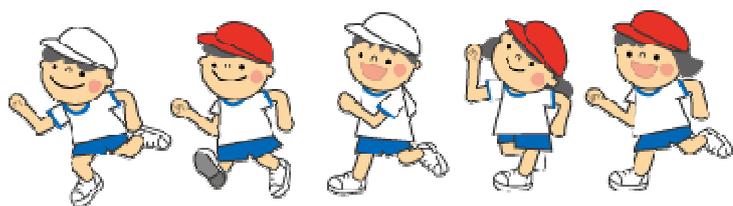
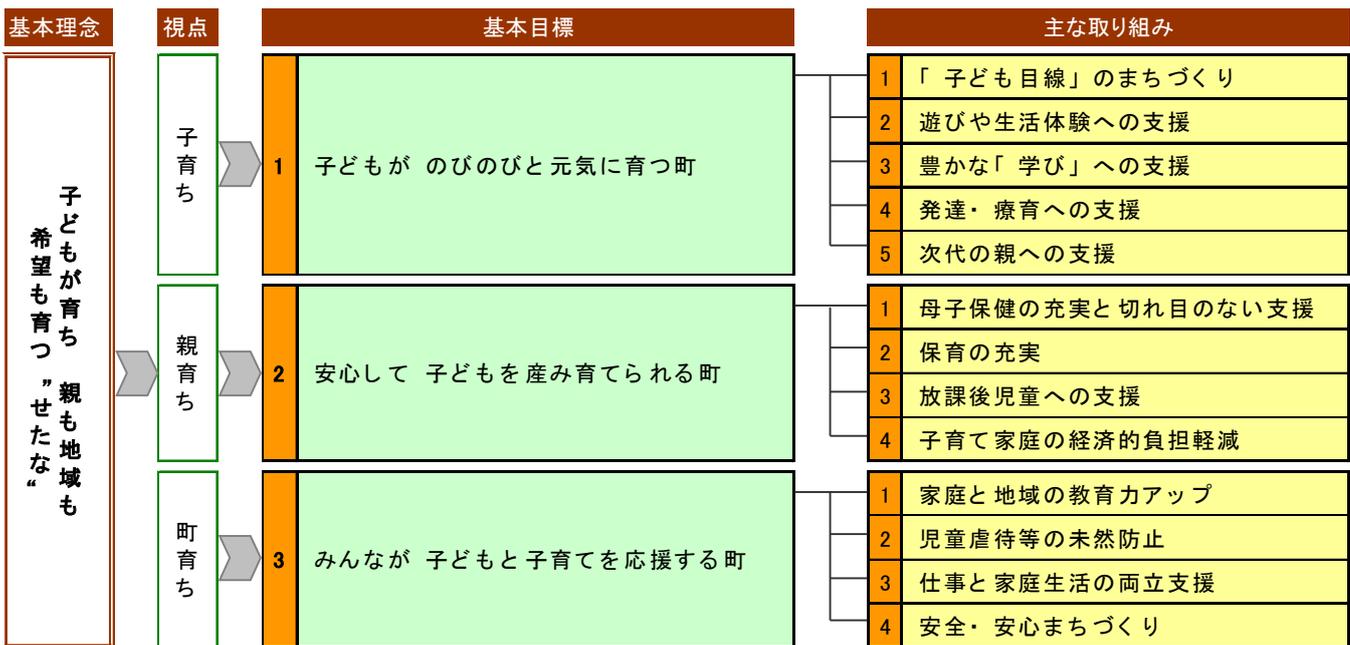
主な取り組み4 安全・安心まちづくり

目標 子どもや子育て家庭はもとより、誰もが安全に安心して暮らせる環境をつくる

4. 取り組みの体系

この計画の取り組みの体系は次のとおりです。この体系に基づいて、町の課局等の連携はもとより関係機関・団体等が連携・協力し、一体的・総合的な取り組みを進めます。

取り組みの体系



第2部 量の見込みと確保の内容

(子ども・子育て支援事業計画)



第1章 子ども・子育て支援新制度の概要

1. 新制度の全体像

子ども・子育て関連3法の趣旨は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することにあります。

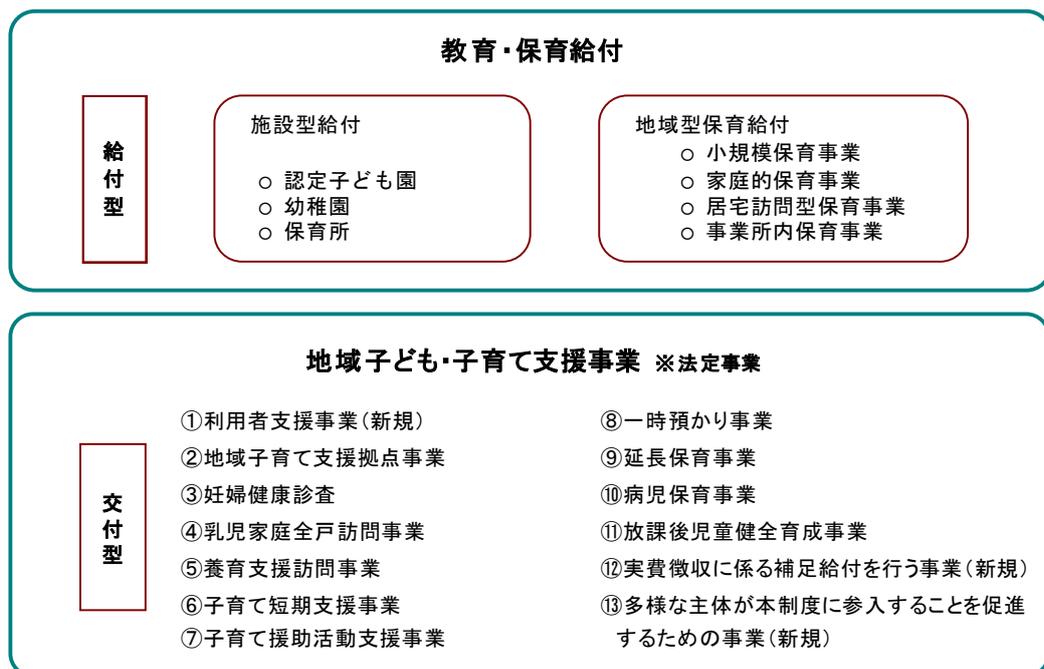
新制度の主なポイントは、「保育の量的拡大・確保」「認定子ども園の普及」「地域子ども・子育て支援の強化」です。

これまで小学校就学前の施設としては、幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて両方の機能をもった認定子ども園が「施設型給付」として一本化されます。

また、少人数の子どもを保育する事業として「地域型保育給付」が創られ、小規模保育や家庭的保育などを市町村の認可事業とすることで保育サービスを拡充しています。

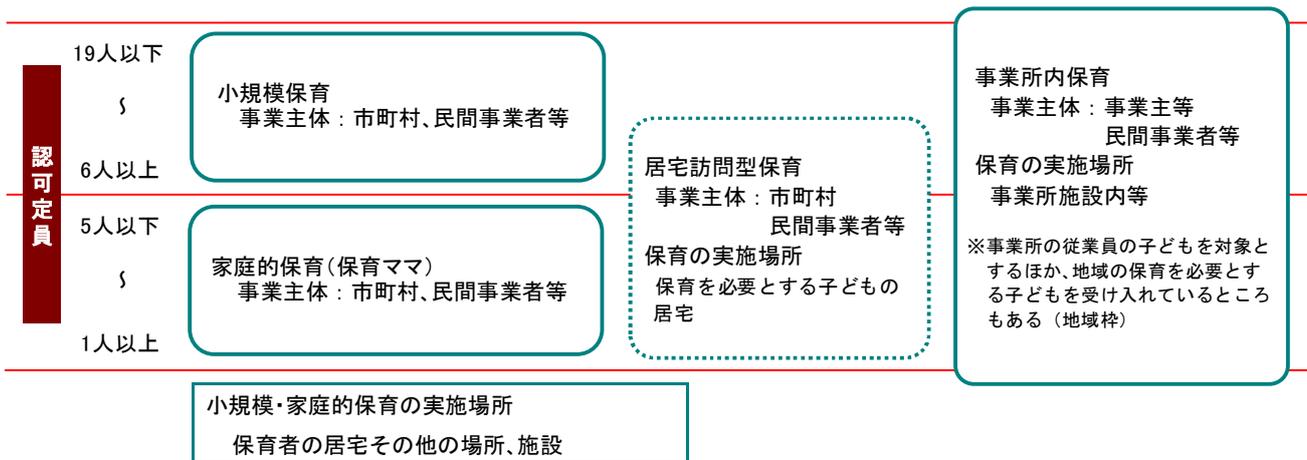
「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められ、利用者支援（新規事業）、放課後児童クラブの対象年齢の拡大や職員、施設・設備の基準を設けて質の向上をめざすなどの充実がはかられます。

■新制度の事業体系



※施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可・認定を受けた事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

■地域型保育給付対象事業



2. 保育の必要性の認定

これまで保育所の入所は「保育に欠けること」が認定の基準になっていましたが、新制度では、「保育が必要なこと」になり、保護者の申請を受けた市町村が、国の客観的基準に基づき、「保育の必要性」を認定したうえで給付を行う仕組みになりました。

認定を受けた保護者は、自身のニーズに基づいて施設を選択し、保育の必要が無い場合は、直接施設に、保育の必要がある場合は、原則として市町村に利用を申し込むこととなります。

保育が必要な事由などの支給認定（保育の必要性の認定）は国で定められますが、実際に運用していく場合には、実情にそって市町村が細分化や詳細な設定を行うことができます。

■認定区分と対象施設

認定区分	対象児童		対象施設
1号認定	3～5歳	3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）	認定子ども園 幼稚園
2号認定	3～5歳	3歳以上で「保育の必要性の認定」を受けた就学前の子ども（保育の必要性あり）	認定子ども園 保育所
3号認定	0～2歳	3歳未満で「保育の必要性の認定」を受けた就学前の子ども（保育の必要性あり）	認定子ども園 保育所 小規模保育事業

※1 2号、3号の認定を受ける子どものうち、ひとり親家庭や虐待のおそれがあるケースの子ども等は優先利用

※2 認定子ども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせもち、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある

※3 小規模保育事業とは、0～3歳未満の子どもを対象に、定員6人以上19人以下の少人数で行う保育のこと

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては、以下の基準に基づきます。

■ 認定基準概要

事 由	① 就労 フルタイムのほかパートタイム、夜間就労など基本的にすべての就労
	② 就労以外 妊娠・出産、保護者の病気・障がい、親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれ、育休取得時にすでに保育利用児童がいて継続利用が必要等。 またこれらに類するものとして市町村が認める事由
区 分 (2区分)	① 保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 1日10時間30分まで(就労時間の下限は、1か月当たり120時間程度)
	② 保育短時間 主にパートタイムなどの就労を想定した短時間利用 1日8時間まで(就労時間の下限は、1か月当たり48時間以上)
優先利用	① 虐待やDV等社会的養護が必要な場合は、措置制度とあわせて活用
	② 優先順位の例 ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業により就労の必要性が高い、虐待やDVのおそれ、障がい児、育児休業明け、兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望など

第2章 教育・保育提供区域の設定

1. 区域設定の考え方

(1) 教育・保育提供区域とは

国では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、子どもや保護者が居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

- ★ 教育・保育提供区域は、「量の見込み」「確保(の)方策」を設定する単位として地域の実情に応じて、子どもや保護者が居宅から容易に移動することが可能な区域。小学校区、中学校区、行政区などが考えられる。
- ★ 区域を定める際、教育・保育施設や地域型保育事業の認可の際に行われる「需給調整」の判断基準となることを踏まえて設定する。

(2) 教育・保育提供区域の設定

せたな町は、平成17年9月1日に、瀬棚郡北檜山町と瀬棚町、久遠郡大成町が合併し「せたな町」として誕生しました。せたな町は、異なる地理的条件やそれぞれに培ってきた歴史・文化、産業、生活等の風土を尊重しつつ、共生・協働、安心、せたな力をまちづくりの基本に力をあわせてきました。

次世代育成支援についても、旧3町の取り組みの整合に努め、それぞれに子育て支援センター、学童保育所を設置するとともに0歳児保育を実施するなど、地区特性を活かした取り組みを進めています。

子ども・子育て支援新制度への移行にあたっては、3区の特性とこれまでの取り組みを基に、ニーズ調査等による顕在(現状)・潜在(希望)ニーズ量と供給体制を精査し、現在の自治区である3区をそのまま教育・保育提供区域とすることとし、せたな町子ども・子育て会議での審議を経て設定しました。

なお、区域設定については、就学前の子どもの区分(認定区分)ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとになど、実態に応じて設定することも可能なことから、主に自治区に基づく設定とはしていますが、事業によっては全町域を対象にしています。

せたな町の教育・保育提供区域

・北檜山自治区 ・瀬棚自治区 ・大成自治区 計3提供区域

第3章 量の見込み

1. 推計の手順

■教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計手順(国の手引きによる)



2. 教育・保育の量の見込み

■教育・保育の量の見込み

提供区域	認定区分	平成26年度 幼稚園・保育所 在園児数(人)	量の見込み(単位:人)				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
せたな町 全域	1号(3~5歳)	32	17	15	14	13	14
	2号(3~5歳)	115	29	26	25	24	25
			78	68	65	60	62
	3号(0歳)	4	14	14	13	12	11
3号(1、2歳)	36	25	27	25	23	20	
合計		187	163	150	142	132	132

※2号認定の量の見込み中、上段は学校教育の利用希望が強いと想定される児童の数

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

せたな町(全域)		単位	実績	量の見込み					
				平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	利用者支援事業(新規)	か所	実施なし	0	0	0	0	0	
2	地域子育て支援拠点事業	人回/月	173	361	377	351	329	305	
3	妊婦健康診査	人回/年	58	55	54	53	52	51	
4	乳児家庭全戸訪問事業	人	37	36	35	34	33	32	
5	養育支援訪問事業	人	1	2	2	2	1	1	
6	子育て短期支援事業	人日/年	実施なし	0	0	0	0	0	
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	人回/週	実施なし	381	321	322	292	274	
8	一時預かり 事業	幼稚園における預かり (1号認定による利用)	人日/年	実施なし	8	7	7	6	7
		幼稚園における預かり (2号認定による定期利用)	人日/年	実施なし	9	8	8	7	8
		その他 (上記以外)	人日/年	95	655	632	601	556	547
9	時間外保育事業(延長保育)	人	実施なし	41	40	38	36	35	
10	病児保育事業	人日/年	実施なし	0	0	0	0	0	
11	放課後 児童健全 育成事業	低学年	人	49	33	33	34	33	29
		高学年	人	6	16	13	14	14	15

第4章 教育・保育の提供体制

量の見込みに対応するよう、教育・保育施設と地域型保育事業の確保の内容と実施時期（確保方策）を設定しました。現状値は平成26年8月現在のものです。

1号認定、2号認定の確保の内容と実施時期の設定にあたっては、算出した量の見込みと3つの提供区域の現状、今後の児童数の減少等を考え合わせると不足は生じないと想定し、定員の拡大は行わずに補正しています。

3号認定についても同様ですが、確保の内容には記載していない事業所内保育所（院内保育所）が1か所あるため、不足は生じないと想定しています。

一方、北檜山保育所と北檜山幼稚園を統合し、平成30年度から認定子ども園（幼保連携型）を開園する予定です。

■せたな町全域：教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期

				現状	推計				
				平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み					163人	150人	142人	132人	132人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園		17人	15人	14人	13人	14人
2号	3～5歳	教育ニーズあり(上段) 保育(下段)	幼稚園、認定こども園		29人	26人	25人	24人	25人
			保育所、認定こども園		78人	68人	65人	60人	62人
3号	0歳	保育	保育所、認定こども園 地域型保育		14人	14人	13人	12人	11人
	1、2歳	保育			25人	27人	25人	23人	20人
②確保の内容				187人	163人	150人	142人	132人	132人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園	32人	17人	15人	14人	13人	14人
		教育ニーズあり	幼稚園、認定こども園	115人	29人	26人	25人	24人	25人
2号	3～5歳	保育	保育所、認定こども園			78人	68人	65人	60人
3号	0歳	保育	保育所、認定こども園 地域型保育	4人	14人	14人	13人	12人	11人
	1、2歳	保育		36人	25人	27人	25人	23人	20人
差(②-①)					0人	0人	0人	0人	0人

■北檜山区:教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期

				現状	推計				
				平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み					122人	115人	113人	108人	111人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園		12人	11人	11人	11人	12人
2号	3～5歳	教育ニーズあり(上段) 保育(下段)	幼稚園、認定こども園		25人	23人	23人	22人	23人
			保育所、認定こども園		52人	48人	47人	45人	47人
3号	0歳	保育	保育所、認定こども園		13人	13人	12人	11人	10人
	1,2歳	保育	地域型保育		20人	20人	20人	19人	19人
②確保の内容				132人	122人	115人	113人	108人	111人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園	32人	12人	11人	11人	11人	12人
		教育ニーズあり	幼稚園、認定こども園	73人	25人	23人	23人	22人	23人
2号	3～5歳	保育	保育所、認定こども園			52人	48人	47人	45人
3号	0歳	保育	保育所、認定こども園	3人	13人	13人	12人	11人	10人
	1,2歳	保育	地域型保育	24人	20人	20人	20人	19人	19人
差(②-①)					0人	0人	0人	0人	0人

■瀬棚区:教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期

				現状	推計				
				平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み					26人	21人	16人	15人	14人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園		4人	3人	2人	2人	2人
2号	3～5歳	教育ニーズあり(上段) 保育(下段)	幼稚園、認定こども園		4人	3人	2人	2人	2人
			保育所、認定こども園		15人	11人	9人	8人	8人
3号	0歳	保育	保育所、認定こども園		1人	1人	1人	1人	1人
	1,2歳	保育	地域型保育		2人	3人	2人	2人	1人
②確保の内容				36人	26人	21人	16人	15人	14人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園	0人	4人	3人	2人	2人	2人
		教育ニーズあり	幼稚園、認定こども園	25人	4人	3人	2人	2人	2人
2号	3～5歳	保育	保育所、認定こども園			15人	11人	9人	8人
3号	0歳	保育	保育所、認定こども園	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	1,2歳	保育	地域型保育	10人	2人	3人	2人	2人	1人
差(②-①)					0人	0人	0人	0人	0人

■大成区:教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期

				現状	推計				
				平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み					15人	14人	13人	9人	7人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園		1人	1人	1人	0人	0人
2号	3～5歳	教育ニーズあり(上段) 保育(下段)	幼稚園、認定こども園		0人	0人	0人	0人	0人
			保育所、認定こども園		11人	9人	9人	7人	7人
3号	0歳	保育	保育所、認定こども園		0人	0人	0人	0人	0人
	1,2歳	保育	地域型保育		3人	4人	3人	2人	0人
②確保の内容				19人	15人	14人	13人	9人	7人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園	0人	1人	1人	1人	0人	0人
		教育ニーズあり	幼稚園、認定こども園	17人	0人	0人	0人	0人	0人
2号	3～5歳	保育	保育所、認定こども園		11人	9人	9人	7人	7人
3号	0歳	保育	保育所、認定こども園	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	1,2歳	保育	地域型保育	2人	3人	4人	3人	2人	0人
差(②-①)					0人	0人	0人	0人	0人

第5章 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

量の見込みに対応するよう、事業ごとに地域・子ども子育て支援事業の確保の内容と実施時期（確保方策）を設定しました。国の手引きによる推計で量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、実績値や現状等を考え合わせて補正しています。

なお、量の見込みと確保の内容の「現状」は、平成26年8月現在です。

1. 利用者支援事業（新規事業）

この事業は、子どもとその保護者が、幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設選択や一時預かり事業、放課後児童クラブ等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用者の身近な所で情報収集・提供、相談対応、助言を行うとともに関係機関との連絡調整などを行うものです。

提供区域	実施なし。
現 状	平成27年度から始まる新規事業です。
確保の内容	既存3区地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）で地域支援とあわせて実施していくため、利用者支援事業としては実施しません。

2. 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

主に3歳未満の乳幼児とその保護者を対象に、利用者の身近な所で育児不安などについての相談・指導、子育てサークルへの支援、子育て情報の提供、遊びの提供、保護者の交流等を行い、子育て家庭への支援を行う事業です。

提供区域	3区
現 状	北檜山地域子育て支援センター、瀬棚地域子育て支援センター、大成地域子育て支援センターの3か所があります。平成25年度の利用実績は延べ173人／月です。
確保の内容	3区の既存地域子育て支援センター事業を継続するとともに、その充実に努めます。

■地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の内容

		現状		推計			
		平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み			361 人回/月	377 人回/月	351 人回/月	329 人回/月	305 人回/月
北檜山区			300 人回/月	313 人回/月	299 人回/月	286 人回/月	271 人回/月
瀬棚区			50 人回/月	53 人回/月	43 人回/月	37 人回/月	30 人回/月
大成区			11 人回/月	11 人回/月	9 人回/月	6 人回/月	4 人回/月
②確保の内容	実施か所数	3 か所					
	利用可能数	173 人回/月	440 人回/月				
	北檜山区	1か所	129 人回/月	200 人回/月	200 人回/月	200 人回/月	200 人回/月
	瀬棚区	1か所	23 人回/月	120 人回/月	120 人回/月	120 人回/月	120 人回/月
	大成区	1か所	21 人回/月	120 人回/月	120 人回/月	120 人回/月	120 人回/月
差(②-①)			79 人回/月	63 人回/月	89 人回/月	111 人回/月	135 人回/月

3. 妊婦健康診査

母子保健法に基づき、せたな町に住所がある妊婦を対象に、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦の健康診査にかかる費用を助成し経済的な負担を軽減する事業です。

提供区域	3 区
現 状	妊婦一般健康診査受診票と超音波検査受診票（ともに 14 回分）を、妊娠前期（1～6 回分）と後期（7～14 回分）の 2 回に分けて保健師が交付し、その際に相談・指導等を行っています。 平成 25 年度実績は、妊婦一般健診延べ 457 人、超音波検査延べ 443 人です。
確保の内容	妊婦一般健康診査受診票と超音波検査受診票の交付を継続するとともに、若年者の健康管理や思春期教育を進めます。

■妊婦健康診査の量の見込みと確保の内容

	現状		推計			
	平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		55 人/年	54 人/年	53 人/年	52 人/年	51 人/年
②確保の内容	58 人/年	55 人/年	54 人/年	53 人/年	52 人/年	51 人/年
差(②-①)		0 人/年				

4. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児家庭全戸を訪問し、子育て情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握、養育についての相談助言支援を行う事業です。

提供区域	3区
現 状	北檜山区、瀬棚区、大成区とも全戸訪問できています。転出や入院等の事情で訪問できない場合は、電話等で状況確認後、改めて訪問しています。 平成25年度訪問実績は、北檜山区28人、瀬棚区7人、大成区2人、合計37人です。
確保の内容	提供体制は確保できています。訪問等にあわせて発達や栄養、生活等の相談・指導、サービス紹介などの情報提供も行っています。 出生数が少ない（ない）地区については、母親の育児力の向上や孤立防止などをめざしてコミュニケーションを深めるなどの取り組みを継続します。

■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の内容

	現状	推計				
	平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		36人	35人	34人	32人	30人
②確保の内容	37人	36人	35人	34人	32人	30人
差(②-①)		0人	0人	0人	0人	0人

5. 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問やその他の保健事業等で把握した養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の相談指導や育児・家事等の養育能力向上のための支援を行う事業です。

提供区域	全町域
現 状	母子健康手帳交付時や乳幼児健診・相談、新生児訪問、各機関からの連絡等により、養育支援が必要な対象者を把握して訪問し、支援しています。 平成25年度訪問実績（実人数）は、北檜山区が1人、瀬棚区と大成区はともに0人、計1人です。
確保の内容	提供体制は確保できています。これまでの対象者を継続して支援していくとともに、早期に対象者を把握し支援につなげていきます。

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の内容

	現状	推計				
	平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		2人	2人	2人	1人	1人
②確保の内容	1人	2人	2人	2人	1人	1人
差(②-①)		0人	0人	0人	0人	0人

6. 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

保護者の病気や仕事などの理由で、一時的に家庭で子どもを養育することが困難になった場合、児童養護施設等で宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

提供区域	実施なし。
現 状	実施していません。
確保の内容	ニーズ量がなく、計画期間中（平成27～31年度）は実施しませんが、ニーズが生じた場合は、広域利用等を検討していきます。

7. 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や就学児童がいる子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人と、育児の援助を行いたい人が会員登録をし、会員相互で育児の援助を行う事業で、この計画では就学後の児童を対象とした事業です。

提供区域	実施なし。
現 状	実施していません。
確保の内容	ニーズ量はありますが施設や組織がありません。今後、広域利用を検討します。

■ 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保の内容

	現状	推計				
	平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 就学後		20人日/週	20人日/週	18人日/週	16人日/週	16人日/週
②確保の内容	実施か所数	なし	0か所	0か所	0か所	0か所
	利用可能数	なし	0人日/週	0人日/週	0人日/週	0人日/週
差(②-①)		-20人日/週	-20人日/週	-18人日/週	-16人日/週	-16人日/週

8. 一時預かり事業

(1) 在園児を対象とした一時預かり（在園児対象型）

幼稚園や認定子ども園の在園児を対象に、保護者の一時的な就労・病気などで、家庭で一時的に保育が困難になった子どもを、幼稚園や認定子ども園で受け入れ保育を行う事業です。

提供区域	全町域
現 状	せたな町では幼稚園の預かり保育は実施していません。
確保の内容	平成 30 年度に開園予定の認定子ども園（幼保連携型）での実施を予定します。

■一時預かり事業(在園児対象型)の量の見込みと確保の内容

		現状	推計				
		平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み			17 人日/年	15 人日/年	15 人日/年	13 人日/年	15 人日/年
1号認定	北檜山区		6 人日/年	6 人日/年	6 人日/年	5 人日/年	6 人日/年
	瀬棚区		2 人日/年	1 人日/年	1 人日/年	1 人日/年	1 人日/年
	大成区		0 人日/年				
2号認定	北檜山区		8 人日/年	7 人日/年	7 人日/年	7 人日/年	7 人日/年
	瀬棚区		1 人日/年	1 人日/年	1 人日/年	0 人日/年	1 人日/年
	大成区		0 人日/年				
②確保の内容	実施か所数	なし	0 か所				
	利用可能数	なし	0 人日/年				
差(②-①)			-17 人日/年	-15 人日/年	-15 人日/年	-13 人日/年	-15 人日/年

(2) 一時預かり事業（在園児対象型除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者の一時的な就労・病気などで、家庭で一時的に保育が困難になった就学前の子どもを、保育所や子育て支援センターなどで受け入れ、保育を行う事業です。

提供区域	全町域
現 状	保育所で一時預かり事業を実施しています。 平成 25 年度の実績は、北檜山保育所延べ 6 人、瀬棚保育所延べ 49 人、大成保育所

延べ 40 人、合計延べ 95 人となっています。

確保の内容

現状の保育所での一時預かり事業を継続します。

■一時預かり事業(在園児対象型除く)等の量の見込みと確保の内容

	現状	推計				
	平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		655 人日/年	632 人日/年	601 人日/年	556 人日/年	547 人日/年
北檜山区		534 人日/年	523 人日/年	504 人日/年	486 人日/年	483 人日/年
瀬棚区		19 人日/年	17 人日/年	14 人日/年	12 人日/年	11 人日/年
大成区		102 人日/年	92 人日/年	83 人日/年	58 人日/年	53 人日/年
②確保の内容	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	95 人日/年	1,296 人日/年				
北檜山区	6 人日/年	432 人日/年	432 人日/年	432 人日/年	432 人日/年	432 人日/年
瀬棚区	49 人日/年	432 人日/年	432 人日/年	432 人日/年	432 人日/年	432 人日/年
大成区	40 人日/年	432 人日/年	432 人日/年	432 人日/年	432 人日/年	432 人日/年
差(②-①)		641 人日/年	664 人日/年	695 人日/年	740 人日/年	749 人日/年

9. 時間外保育事業 (延長保育)

保育認定を受けた子どもを、通常の利用日と利用時間以外の日・時間に保育を行う事業です。

ちなみに、国の基準は通常の保育時間が 11 時間で、11 時間を超えて保育を行う場合を時間外保育としています。

提供区域 3 区

現 状 実施していません。

確保の内容 現在、町内の認可保育所の利用可能時間は 10 時間 30 分(7 時 30 分～18 時まで)となっていますが、開所時間を延長することになると保育士の確保等が困難な実情にあります。

したがって、平成 30 年度開園予定の認定こども園での実施を検討します。

■時間外保育事業の量の見込みと確保の内容

	現状	推計				
	平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		41人	40人	38人	36人	35人
北檜山区		34人	34人	33人	32人	31人
瀬棚区		2人	1人	1人	1人	1人
大成区		5人	5人	4人	3人	3人
②確保の内容	なし	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	なし	0人	0人	0人	0人	0人
北檜山区	なし	0人	0人	0人	0人	0人
瀬棚区	なし	0人	0人	0人	0人	0人
大成区	なし	0人	0人	0人	0人	0人
差(②-①)		-41人	-40人	-38人	-36人	-35人

10. 病児保育事業、子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)

乳幼児が発熱等の急な病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育する事業と、病気になった場合の子どもの預かりなどの援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員になり、互いに助けあう事業です。

提供区域	実施なし。
現 状	実施していません。
確保の内容	ニーズ量がわずかなため運営経費等の面で実施は難しい実情にあります。今後、平成30年度に開園予定の認定子ども園（幼保連携型）での対応を検討します。

11. 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

共働き家庭など留守家庭の子どもに対し、放課後や長期休暇中に学校の余裕教室などで、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成をはかる事業です。

提供区域	3区
現 状	実施か所は3か所で、北檜山区、瀬棚区、大成区に1か所ずつあります。 平成25年度の1日平均の利用児童数は、北檜山区18人、瀬棚区5人、大成区3人となっています。

確保の内容

施設が老朽化しており、小学校空き教室の利用を検討するなど、新制度の態勢を整え、提供体制を確保します。

■放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保の内容

		現状	推計					
		平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
①量の見込み	低学年		33人	33人	34人	33人	29人	
	高学年		16人	13人	14人	14人	15人	
	計		49人	46人	48人	47人	44人	
	北檜山区	低学年		24人	25人	26人	26人	24人
		高学年		9人	8人	8人	9人	10人
	瀬棚区	低学年		5人	4人	5人	4人	3人
		高学年		1人	1人	1人	0人	0人
	大成区	低学年		4人	4人	3人	3人	2人
		高学年		6人	4人	5人	5人	5人
	②確保の内容	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
低学年		49人	33人	33人	34人	33人	29人	
高学年		6人	16人	13人	14人	14人	15人	
計		55人	49人	46人	48人	47人	44人	
北檜山区		実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		低学年	30人	24人	25人	26人	26人	24人
		高学年	3人	9人	8人	8人	9人	10人
		計	33人	33人	33人	34人	35人	34人
瀬棚区		実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		低学年	13人	5人	4人	5人	4人	3人
		高学年	0人	1人	1人	1人	0人	0人
		計	13人	6人	5人	6人	4人	3人
大成区		実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		低学年	6人	4人	4人	3人	3人	2人
		高学年	3人	6人	4人	5人	5人	5人
		計	9人	10人	8人	8人	8人	7人
差(②-①)			0人	0人	0人	0人	0人	

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

支給認定された保護者のうち、その保護者の世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当する子どもが、特定教育・保育（幼稚園・保育所・認定子ども園・地域型保育事業）、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育または特例保育を受けた場合、保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入費用、特定教育・保育等で行われる行事への参加費用などについて、市町村の基準に基づいて助成する事業です。

提供区域 3区

確保の内容 実施か所は3か所で、北檜山区、瀬棚区、大成区に1か所ずつあります。
新制度の動向に即して助成を実施していきます。

13. 多様な主体が参入することを促進するための事業（新規事業）

保育の受け皿の拡大や新制度の円滑な実施のために、多様な事業者の力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進する事業です。

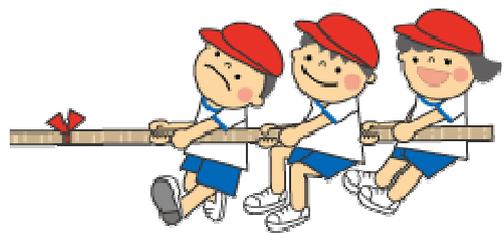
提供区域 3区

確保の内容 主に小規模保育や家庭的保育、居宅訪問型保育、認定子ども園などについて多様な担い手・事業者が参画できるよう努めていきます。



第3部 次世代育成支援

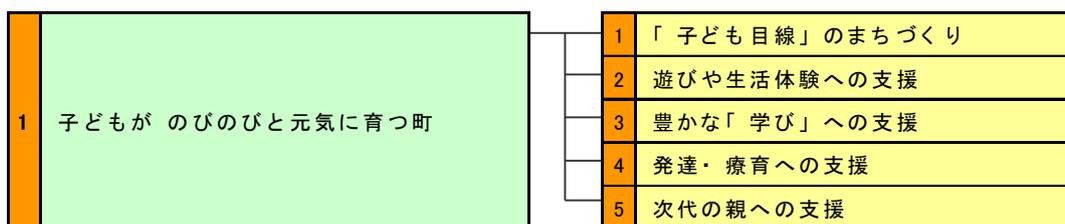
(次世代育成支援行動計画を継承する計画)



第1章 主な取り組みの推進

基本目標1 子どもが のびのびと元気に育つ町

取り組みの体系



(1) 「子ども目線」のまちづくり

子どもの人権を守り、その声に耳を傾けながら、子どもが次代の地域社会の担い手として活躍できるよう努めるとともに、子どもの目線に立った施設等の整備や町のすべての子育て家庭への情報提供、広報啓発活動による子ども・子育て支援情報の共有化をはかります。

取り組み

No.	具体的な取り組み	具体的な取り組みのあらまし	主管課
1	子どもの権利擁護	大人も子どももだれもが人権を尊重する意識を高めるため、人権について広報啓発活動を行い、あわせて、学校教育や社会教育での人権教育・人権学習を進めます。	総務課 町民児童課 保健福祉課 教育委員会
2	子ども自身が相談しやすい相談体制づくり	子どもたち自身が、周囲に気兼ねなく自由に相談できる体制づくりを進めます。	教育委員会 町民児童課
3	子どもの声を聴くまちづくりの推進	子どもの声や意見などを町政に取り入れるまちづくりを進めます。	総務課
4	「子ども目線」の施設整備の推進	各施設・設備等について、子どもの視点に立った安全・安心な整備に努めます。	建設水道課 町民児童課 教育委員会
5	子どもと親の安全で気軽な遊び場づくり	公園や広場等を、身近な遊び場として適切に配置するとともに、子どもの発達段階を考慮した整備や町民等と協働した管理体制づくりを検討します。	建設水道課 町民児童課 教育委員会
6	情報提供・広報啓発活動の推進	関係課局が連携しながら、子育てや子どもの教育、医療、保健、福祉、生活等にかかる情報提供を充実するとともに、町広報紙やホームページ等を活用した計画的な広報啓発活動を進めます。	総務課 町民児童課 保健福祉課 教育委員会

(2) 遊びや生活体験への支援

子どもの心と体を育むかけがえのない時期に、成長段階に応じて、遊びを通じた学びや生命、食の大切さを知る、文化・芸術、スポーツを楽しむ、読書の習慣等の体験が日常的に得られるよう努めます。

取り組み

No.	具体的な取り組み	具体的な取り組みのあらまし	主管課
1	体験活動と学習機会の充実	自然体験・地域社会体験・産業・生活体験の機会を提供し、その中から学ぼうとする心を育みます。 ・自然体験活動事業 ・マリンスポーツ	教育委員会
2	各種青少年団体等の活動促進	関係課局や関係団体・機関等と連携して各種青少年活動等の活発化をめざします。 ・スポーツ少年団の活動支援	教育委員会
3	スポーツと健康づくりの習慣化	子どものときから生涯にわたってスポーツに親しむことが身につくよう、関係団体等と連携しながら、機会の提供と活動の充実に努めます。 ・スポーツ少年団の育成 ・健康づくりを目的としたスポーツ活動の推進 ・健康づくりラジオ体操会の実施 ・各種スポーツ大会・スポーツ教室の充実 ・スポーツ環境の整備	教育委員会
4	芸術・文化等にふれ、体験する機会の充実	次代を担う子どもたちが、すぐれた芸術文化などに、ふれたり体験することで、豊かな感性と人と共感する心を育むことができるよう、体験機会等の充実に努めます。 ・児童生徒作品展 ・児童生徒の芸術鑑賞機会の提供	教育委員会
5	読書活動の推進	本に親しみ、広い視野と考え方を身につけ、さまざまな歴史や社会、異文化等を知り、豊かな感性と知識、人間性を育む読書活動を推進します。	教育委員会
6	絵本の読み聞かせ	乳幼児の頃から本に親しむ習慣を身につけるため、関係団体と連携しながら絵本の読み聞かせや紙芝居などの活動を促進します。 ・親子の絵本読み聞かせ ・ブックスタート事業	教育委員会
7	食育の推進	正しい食習慣と地域の食文化を子どもに伝える、新しい食文化を創るなどの取り組みを、関係課・団体等と連携しながら取り組みます。	教育委員会 保健福祉課 産業振興課

(3) 豊かな「学び」への支援

子どもが、子ども自身がつもつ能力と可能性を開花させていけるよう、良好で適切な成長環境を整えながら、家庭、学校、地域が一体となって子どもの豊かな心と生きる力を育てていきます。

取り組み

No.	具体的な取り組み	具体的な取り組みのあらまし	主管課
1	学校教育の充実	児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、基礎・基本をしっかり身につけさせるとともに、町の地域資源や人材を活用した自然体験、郷土体験等を行い、学びの機会の充実をはかります。	教育委員会
2	「心の教育」の充実	命を尊ぶ心や人を思いやる心など豊かな人間性を育む「心の教育」の充実をはかり、どんなときでも希望を持ってたくましく生きる子どもを育みます。	教育委員会
3	学力向上対策の推進	各学校の「学力向上改善プラン」により指導法の工夫・改善と、教員の資質向上のための各種研修事業への支援、ICT機器等の配置整備による指導環境の充実に努めます。	教育委員会
4	学校評議員活動の促進	開かれた学校づくりの推進を担う学校評議員の活動を促進し、さらに地域と連携した学校運営を進めます。	教育委員会
5	地域ぐるみで学校運営を支援する取り組みの推進	学校支援ボランティアによる学習支援などの活動促進に努めます。	教育委員会
6	就学前教育の充実	就学前児童の成長を、保育・幼児教育等関わる分野が連携して一体的に見守り成長を支えます。	教育委員会 町民児童課
7	幼保小の連携強化	幼稚園、保育所と小学校が、幼児・児童の実態や課題などについて情報交流を行い、一貫した教育への連携を強化します。	町民児童課 教育委員会
8	幼保の連携強化	幼稚園と保育所の連携を強化し、それぞれの機能を活かした就学前教育・保育を充実します。	町民児童課 教育委員会
9	サービスの質の向上	幼稚園教諭、保育士の知識・技術や施設運営の質を高めるため、研修等を充実します。	町民児童課 教育委員会
10	特別支援教育の推進	障がいのある子どもに対し、障がいによる困難を克服し自らの能力を伸ばし自立していくための教育を進めるため、特別支援教育支援員の配置や特別支援教育コーディネーターの選任、せたな町特別支援教育連携協議会活動を進めます。	教育委員会
11	教育支援委員会	就学予定児と児童・生徒の適正な教育措置の判断を行うため、保育士・保健師・教職員等の委員による調査審議を行います。	教育委員会
12	教育相談の充実	児童の教育や生活などに関する相談体制を充実します。	教育委員会

(4) 発達・療育への支援

子ども一人ひとりがもつ個性を尊重した適切な発達支援と療育等に努めるとともに、発達が気になる子どもの保護者へ必要な相談・支援等を行っていきます。

取り組み

No.	具体的な取り組み	具体的な取り組みのあらまし	主管課
1	療育・教育体制の充実	発達が気になる子どもとその保護者に対して、関係課局・機関等と連携しながら乳児期、幼稚園、保育所から小学校へと一貫した支援に努めます。	保健福祉課 教育委員会 町民児童課
2	巡回児童相談	函館児童相談所の児童福祉司・心理士等により、児童の心身の発達相談や育児等に関する相談、診断等を行います。	保健福祉課 函館児童相談所
3	子ども発達相談	おしま地域療育センター、市町村障害者生活支援センターぱすてる、今金子ども発達支援センターとの連携で、言葉や精神面、発達面などが気になる乳幼児についての相談を行っています。あわせて幼稚園や保育所への支援を行います。	保健福祉課
4	子ども発達支援センターとの連携	今金町子ども発達支援センターの指導員が町実施の乳幼児相談の場を活用して、発達の面で気になる乳幼児を中心に相談支援等を行い、必要な乳幼児には療育へつなげます。	保健福祉課

(5) 次代の親への支援

次代の親となる子どもたちの心と体の健康づくり・衛生意識の向上に取り組みます。

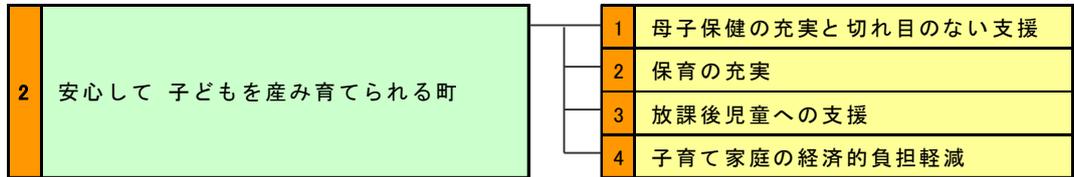
取り組み

No.	具体的な取り組み	具体的な取り組みのあらまし	主管課
1	学校との連携による思春期保健対策の推進	地域保健部門と学校が連携し、思春期の心と身体の健康づくりを推進します。(アルコール、薬物、たばこについての教育、性教育など)	保健福祉課 教育委員会
2	学校保健の推進	学校保健の取り組みを通じて、喫煙や飲酒、薬物などによる影響についての啓発活動を推進します。	教育委員会
3	中学生生活習慣病健診	生活習慣病の予防を小児期から予防し、生活習慣を見直す機会となるよう主に中学2年生を対象に健診を行います。また、生活習慣病についての講話を中学生全体に行います。	保健福祉課 教育委員会

基本目標 2

安心して子どもを産み育てられる町

取り組みの体系



(1) 母子保健の充実と切れ目のない支援

子どもと母親の心と体の健康づくりや相談、情報提供等各種の取り組みを進め、母親になることや子どもを育てることに伴う不安を軽減するとともに、子育て中の母親が孤立しないよう支援していきます。

また、妊娠、周産期、産後を含め、母子の安全と健康を守るため、関係医療機関と連携し、医療、保健の切れ目のない支援を行います。

取り組み

No.	具体的な取り組み	具体的な取り組みのあらまし	主管課
1	乳児健康診査	母子保健法に基づき、3～4か月児と経過観察中の乳児を対象に、医師診察、保健師による身体計測・保健指導を実施するとともに、アンケート等で虐待防止や育児不安の解消に努めます。	保健福祉課
2	1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査	母子保健法に基づき、小児科医師の診察、歯科検診、身体計測のほか、保健師・管理栄養士・歯科衛生士による指導・相談支援を行い、成長度合い等の確認をします。	保健福祉課
3	新生児訪問 (赤ちゃん訪問・乳児家庭全戸訪問事業)	出産後の母親の体調や子どもの健康・発達状態を確認するため、乳児の身体計測、育児へのアドバイスや母子保健事業、予防接種事業等の説明・指導を行います。あわせて質問票を用いて母親の精神状態の把握に努め、育児に対する不安や悩みの解消に努めます。	保健福祉課
4	歯科検診 フッ素塗布・サホライド塗布	歯科医師、歯科衛生士による歯科検診の実施、虫歯予防のためのフッ素塗布、虫歯の進行を防止するためのサホライド塗布、歯磨き指導を行い、う歯保有率の減少と健康な歯づくりを進めます。	保健福祉課
5	予防接種	予防接種法に基づき、感染のおそれのある病気の発生と蔓延予防のため、四種混合・BCG・麻しん・風しん・ヒブ・小児肺炎球菌・二種混合等の予防接種を実施します。	保健福祉課
6	子どもの健康教室	保護者のニーズや保健師が設定するテーマについて、乳幼児健康相談利用者等を対象に育児についての知識・技術の習得や、母親同士の交流の機会とするため教室を開催します。	保健福祉課

No.	具体的な取り組み	具体的な取り組みのあらまし	主管課
7	健康づくり健診	18～39歳までの町民を対象に、生活習慣病の早期発見・早期治療、自分の生活習慣の振り返りなどのため、健診を実施します。	保健福祉課
8	妊婦一般健康診査	妊娠期の異常の発見と治療、適切な育児支援を実施することで、安全な分娩と健康な子どもの出産に努めるため、妊婦一般健康診査票と妊娠超音波検査票を、それぞれ14回分発行します。発行時には、保健師が指導や相談に対応します。	保健福祉課
9	乳幼児健康診査受診票の発行	低出生体重児や障がい児など、出生または専門医療機関で健診が必要な子ども等に、乳児一般健康診査受診票を発行します。	保健福祉課
10	母子健康手帳の交付	母子保健法に基づき、健康に子どもを産み育てるために、妊娠の届出を受けて母子健康手帳を交付します。交付時には保健師が、各種の情報提供や相談等に対応します。	保健福祉課
11	母子保健支援システム (養育支援事業)	医療機関等関係機関との連携・協力で、養育支援が必要な家庭(妊産婦・新生児・18歳未満の児童)の情報を把握し、迅速・適切に対応します。この体制を母子保健支援システムといいます。	保健福祉課

(2) 保育の充実

多様化する子育て家庭のニーズを考えあわせながら保育サービスの充実に努めます。

また、認定子ども園の設置により、保護者と子どもの教育・保育施設への入園に対する選択肢の増加に努めます。

取り組み

No.	具体的な取り組み	具体的な取り組みのあらまし	主管課
1	通常保育事業 (施設型給付・保育所)	新制度移行に伴い、保育の必要性の認定を受けた児童を対象に、保護者に代わり保育所での保育を実施します。	町民児童課
2	休日保育事業	休日(日曜日・祝日)・長期休暇中に、保護者の就労などによって、児童を家庭で保育できない場合に対応するため、休日保育事業について検討します。	町民児童課
3	一時預かり事業 (在園児対象型)	育児疲れの解消や急病、パート就労等による一時的な保育ニーズに対応するため、保育所での一時預かり事業を進めます。また、平成30年度開園の認定子ども園で幼稚園の預かり保育を実施する予定です。	町民児童課
4	病児保育事業	平成30年度開園の認定子ども園での対応を検討します。	町民児童課
5	障がい児保育 (統合保育)	専門教育・指導への取り組み、障がいのある子どものための保育環境整備など、障がい児保育に係る態勢整備について検討します。	町民児童課
6	認定子ども園の開園	幼児期の教育・保育を総合的に提供する認定子ども園について、平成30年度の開園を予定しています。	町民児童課 教育委員会

No.	具体的な取り組み	具体的な取り組みのあらまし	主管課
7	保育所開放	施設に入所していない児童が、同じ年齢の子どもたちのようすを見たり、一緒に遊んだり、保育所を親子で体験してもらうことを目的として、北檜山保育所で土曜日に実施していますが、今後もこの取り組みを継続します。	町民児童課
8	地域子育て支援センター事業 (地域子育て拠点事業)	常時、子育て家庭の育児不安などへの相談・指導を行うとともに子育て情報の提供等を行い、子育て家庭に対する支援を行います。 また、親子が自由に交流できる場として子育て支援センターを開放するとともに、子育てサークルについては関係課と連携して対応します。 あわせて、関係課と連携して子育てや健康に関する相談、体験活動等を行います。 一方、新制度の利用者支援事業については別に態勢をとらず、子育て支援センターの機能を充実する方向で行います。	町民児童課

(3) 放課後児童への支援

小学校児童の放課後の安全と健全育成をはかるため、放課後児童健全育成事業を充実します。

取り組み

No.	具体的な取り組み	具体的な取り組みのあらまし	主管課
1	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学生児童に安全・安心な放課後の居場所を確保して、児童の健全育成に寄与するため、新制度の下で放課後児童健全育成事業を実施します。	町民児童課
2	指導内容・施設の充実	指導員の資質向上と指導内容の充実に努めるとともに、施設の改善をはかります。	町民児童課

(4) 子育て家庭の経済的負担軽減

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、各種手当、医療費助成等を行います。また、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭等に対して相談や支援を行っていきます。

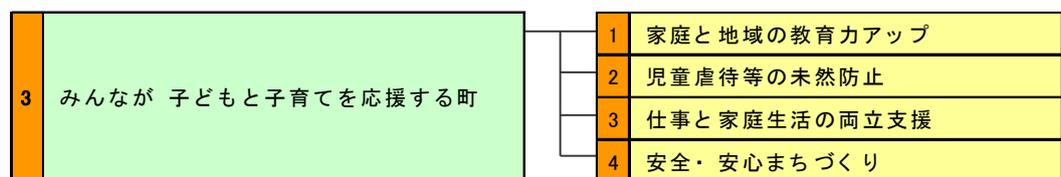
取り組み

No.	具体的な取り組み	具体的な取り組みのあらまし	主管課
1	子どもの医療費の助成	平成26年1月から対象年齢を拡大し、18歳未満の児童(誕生日以降の最初の3月31日まで)を対象に、医療費を助成しています。ただし高校生は入院のみ該当です。	町民児童課

No.	具体的な取り組み	具体的な取り組みのあらまし	主管課
2	未熟児養育医療給付	出生時体重が2,000g以下等の未熟児であって、医師が入院養育が必要と認めた場合に、その養育に必要な医療の給付を行います。	町民児童課
3	出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産した場合（他の医療保険制度で同様の給付を受けられる場合を除く）、出産子一子につき一時金を支給します。	町民児童課
4	ひとり親家庭等への支援	制度に基づく手当の支給や福祉医療費助成などとあわせ、ひとり親家庭等への適切な相談・支援を行います。	町民児童課
5	障がいのある子どもとその家庭への支援	制度に基づく手当等の支給を行うとともに、適切な相談対応やケアマネジメントのもとで、子どもとその家庭を支援していきます。	保健福祉課
6	保育料の軽減	子育て支援策の一つとして平成26年4月から、幼稚園、常設保育所、へき地保育所の保育料の引き下げを行っています。	町民児童課 教育委員会

基本目標 3 みんなが子どもと子育てを応援する町

取り組みの体系



(1) 家庭と地域の教育力アップ

子どもを育てるのは親の責任ですが、地域もまた子ども、子育て、子育て家庭を見守りながら地域と一緒に子どもを育てるとの意識をもつことが大切です。町は、教育の原点である家庭の教育力の向上と、地域で子どもを育む地域の教育力の向上に努めます。

取り組み

No.	具体的な取り組み	具体的な取り組みのあらまし	主管課
1	子どもをもつ親への学習機会・情報の提供	子育て家庭を取り巻く社会が変化するなか家庭教育への支援を充実します。 ・家庭教育学級	教育委員会
2	親と子のふれあいを高める活動の推進	家庭や子育て等に関する親の意識が変化するなか、子育ての楽しさや喜びを深めてもらう一助とするために、親と子のふれあいを高める活動を推進します。	教育委員会 保健福祉課
3	世代間交流事業の推進	子どもと高齢者、異なる年齢の子ども同士などの交流を通じた知恵や技術・技能の継承、友だちづくり、世代間の相互理解の促進、各種体験活動による視野や知恵の広がりなど豊かな次代の人材を育成する取り組みを進めます。	教育委員会 保健福祉課
4	子育て交流活動の促進	子育てサークルや保護者会、PTAなどの活動促進とネットワーク化をはかるとともに、これらの活動への父親参加を促進します。	教育委員会 保健福祉課 町民児童課
5	家庭教育支援体制づくり	家庭、学校、地域、関係団体、高齢者等との連携を促進し、家庭教育支援体制づくりを進めます。	教育委員会 保健福祉課 町民児童課
6	子どもと子育てへの町民理解の促進	子育てや子どもの教育、人権尊重、男女共同参画への町民理解を一層深めるため、啓発や各種行事等を活用した広報啓発を進めます。	総務課 保健福祉課 町民児童課 教育委員会
7	子ども会活動の促進	親子ふれあい推進事業や単位子ども会活動、せたな町子ども会連合会主催カルタ大会への支援を行っていますが、今後も継続して支援します。	教育委員会

(2) 児童虐待等の未然防止

児童虐待やDV（家族など親しい人から受ける暴力）は、あってはならないことです。

今後一層、関係課・局、関係機関等との連携を深めながら、虐待やDVの未然防止と早期の適切な対応を進めます。

取り組み

No.	具体的な取り組み	具体的な取り組みのあらまし	主管課
1	児童虐待・DV等への対策ネットワークの強化	要保護児童対策地域協議会を構成する関係課・団体等との連携を深めながら、連絡・相談・対策にかかる緊密なネットワークの強化に努めます。	保健福祉課 町民児童課
2	児童虐待等についての意識啓発	虐待やDVに対する基本認識をはじめ、それらの予防と早期発見、早期対応等についての意識啓発に努めます。	保健福祉課 町民児童課

No.	具体的な取り組み	具体的な取り組みのあらまし	主管課
3	民生児童委員・社会福祉協議会活動の促進	民生児童委員の活動を支援するとともに、地域全体での見守りを促進するための社会福祉協議会の取り組みを支援します。	保健福祉課
4	虐待予防態勢の強化	健康診査や相談、健康教室等母子保健活動を通して、観察、訪問、養育支援、関係機関との連携を進め、日常的に児童虐待、DV等の未然防止に努めます。	保健福祉課

(3) 仕事と家庭生活の両立支援

仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざし、働き方の見直しや男女共同参画のまちづくり、企業への啓発等を通じた職場環境づくり、ハローワーク等関係機関、商工会などとの連携による就労支援等に努めます。

取り組み

No.	具体的な取り組み	具体的な取り組みのあらまし	主管課
1	仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた意識啓発	働き方の見直しや仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた意識啓発を、広報紙等を通じて実施します。	総務課 町民児童課 産業振興課
2	育児・介護休業法の周知徹底と休暇・休業制度の定着化	関係課や関係団体等と連携し、育児・介護休業法等の関係法制度の周知・啓発を行うとともに、趣旨にのっとり、育児・介護・看護等にかかる就業規則等の整備と運用を働きかけます。	総務課 町民児童課 産業振興課
3	職場環境づくりの促進	勤労者の健康が保持され、家族、友人などとの充実した時間、生活などを確保できるよう、長時間勤務の抑制や年次有給休暇制度の取得など、働き方の見直しについての取り組みを関係機関・団体等と連携しながら促進します。 また、ワーク・ライフ・バランスの実現や次世代育成支援のための一般事業主行動計画の実施を促進します。	総務課 産業振興課
4	男女共同参画の推進	子育てや家事などを男女がともに担い支えあうことができる環境づくりをめざし、あらゆる機会を通じた意識づくりや情報提供などによる全町的な気運の醸成と実践の促進に努めます。	総務課 町民児童課 産業振興課 教育委員会
5	仕事と家庭の両立支援制度の周知	仕事と家庭の両立支援に向けた事業主のための助成・融資制度、労働者支援制度等について、関係機関・団体等と連携しながら周知・啓発に努めます。	総務課 町民児童課 産業振興課
6	「道民育児の日」「道民家庭の日」の周知	社会全体で子育てを支援することやワーク・ライフ・バランスを促進するために道が定めた、「道民育児の日」（毎月19日）と「道民家庭の日」（毎月第3日曜日）の周知に努めます。	総務課 町民児童課 産業振興課 教育委員会

(4) 安全・安心まちづくり

子どもが自らの身を守る力を育むとともに、地域が一体となった交通安全、防犯等の取り組みを促進するなど、町民が安全に生活できるまちづくりを推進します。

また、子どもや子育て中の町民、障がいのある人、高齢者等が安全に安心して暮らせる町にするため、バリア（障壁）のない、誰もが安全で安心できる生活環境づくりの推進に努めます。

取り組み

No.	具体的な取り組み	具体的な取り組みのあらまし	主管課
1	通学路の安全確保	子どもや子ども連れの人々の安全な通行を確保するため、歩道整備や冬期除排雪対策の充実に努めます。	建設水道課
2	道路・公共施設のバリアフリー推進	歩道と車道の段差解消、安全な公園・広場づくり、公共施設のバリアフリー化を進めます。	建設水道課
3	安全・安心な遊び場づくり	既存公園等の維持管理の充実や改善などにより身近な遊び場を充実するとともに、地域の特性に応じた公園等の整備を行います。	町民児童課 建設水道課
4	児童・生徒への交通安全教育の推進	関係機関・団体等と連携し、児童・生徒の交通安全教育を行います。	町民児童課
5	子どもを犯罪から守る活動の推進	子どもを犯罪から守るため、家庭、学校、保育所、地域、関係機関・団体等との連携を深めるとともに、防犯講習会の開催や防犯協会等ボランティア活動の促進に努めます。	町民児童課 教育委員会
6	街路灯、防犯灯の整備推進	子どもたちを犯罪の被害から守るため、通学路等の街路灯、防犯灯整備を促進します。	町民児童課
7	学校の安全管理の推進	各学校で状況に即した安全管理を行い児童・生徒の安全を守ります。	教育委員会
8	地域防災体制の充実	地域防災体制の充実に努め、災害時等に乳幼児や妊婦等の安全・迅速な避難誘導を行います。	総務課

第2章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

この計画では、主に就学前児童の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその時期を計画しました。

計画の推進にあたっては、教育・保育事業への町民のニーズに応じていくため、必要な事業の量の確保、多様化について質の向上に努めます。

また、関係課・局、関係機関・団体等、企業、地域、民間子ども・子育て支援事業者と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして総合的・効果的な取り組みを進めます。

2. 多様な主体の参画促進

せたな町には待機児童がおりませんが、全国的、特に大都市部では待機児童が喫緊の問題となっています。そのため国の「待機児童解消加速化プラン」で、保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のため、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく、としています。

一方、せたな町では年少人口の減少が著しく、少子化対策を強化することが重要な課題となっています。したがって今後とも、地域や団体、企業等と連携を深めながら教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のみならず、さまざまな主体による自主的な活動を促進し、子ども・子育て支援への参画を進めます。

3. 情報提供・相談対応体制の充実

子どもの教育・子育てに係る相談や情報提供などをワンストップで総合的に行うため、この計画の「地域子育て支援拠点事業」の機能強化を進めます。

また、保健・医療分野との連携を深め、若いうちからの健康意識のかん養と安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

さらに、町広報紙やホームページ等の広報媒体を活用し、次世代育成、子ども・子育て支援に係る情報提供と啓発、この計画の実施状況の周知等を行い、広く町民の理解と協力を得ながら取り組みを進めます。

4. 子ども・子育て会議

「せたな町子ども・子育て会議」（地方版子ども・子育て会議）は、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第77条第1項と第3項、そして「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の定めに基づいて設置しました。

この会議は、支援法第77条第1項各号に定められている、①教育・保育施設や地域型保育事業に関すること、②町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更に関すること、③町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること、の3つを主に意見を述べたり審議したりします。

せたな町では、子ども・子育て会議の円滑な運営と有効活用をはかり、町民意見・町民ニーズの把握と取り組みへの反映、計画の進行管理に努めます。

5. 計画の進行管理

この計画を実効性のあるものとするため、「せたな町子ども・子育て会議」で進捗状況の確認と評価を行います。

計画の推進にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要になりますので、検証した結果に基づき必要に応じて見直しを行います。

また、この計画の期間は5年（平成27～31年度）ですが、中間年の平成29年度に、計画後半部分（平成30年度以降）の見直しが予定されています。



附属資料



1. 子ども・子育て支援法における事業

● 子ども・子育て支援法における事業一覧

根拠法	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法	教育・保育給付	施設型給付	1. 公立幼稚園
			2. 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3. 公立認可保育所
			4. 幼保連携型認定子ども園
			5. 幼稚園型認定子ども園
			6. 保育所型認定子ども園
			7. 地方裁量型認定子ども園
		地域型保育給付 (市町村が認定)	8. 小規模保育
			9. 家庭的保育
			10. 居宅訪問型保育
			11. 事業所内保育
	地域子ども・子育て支援事業		12. 利用者支援事業(新規)
			13. 地域子育て支援拠点事業
			14. 妊婦健康診査
			15. 乳児家庭全戸訪問事業
			16. 養育支援訪問事業
			17. 子育て短期支援事業
			18. 子育て援助活動支援事業
			19. 一時預かり事業
			20. 時間外保育事業
			21. 病児保育事業
			22. 放課後児童健全育成事業
			23. 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)
	24. 多様な主体が参入することを促進するための事業(新規)		
子ども・子育て支援法以外		25. 私立認可保育所(委託費を支弁)	
		26. 新制度への移行を選択しない私立幼稚園 (私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁)	

● 子ども・子育て支援法における「地域子ども・子育て支援事業」の概要(法第59条第1～第13号)

子ども・子育て支援法における事業名	事業概要
1. 利用者支援事業(新規)	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について、情報収集と提供を行うとともに保護者からのサービス利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供と助言、関係機関等と連絡調整等を行う。
2. 地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	在宅で子育て中の保護者とその子に対し、遊びやふれあい・交流の場を提供するとともに、子育てサークル活動等への支援、育児相談を行う。
3. 妊婦健康診査	妊婦を対象に、妊婦の健康診査にかかる費用を助成し経済的な負担を軽減する。せたな町の場合は、妊娠前期と後期の2回に分けて妊婦一般健康診査受診票と超音波検査受診票を交付している。
4. 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握、養育についての相談・助言支援を行う。
5. 養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の相談指導や育児・家事等の養育能力向上のための支援を行う。
6. 子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の病気や看護、仕事などの理由で一時的に家庭で子どもを養育することが困難になった場合、児童養護施設で宿泊等を伴う養育・保護を行う。
7. 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人と育児の援助を行いたい人が会員登録し、会員相互で育児の援助を行う。
8. 一時預かり事業	保護者の一時的就労や病気、冠婚葬祭などで、家庭で一時的に保育が困難になった子どもを幼稚園、認定子ども園、保育所等で受け入れ保育を行う。
9. 時間外保育事業(延長保育)	保育認定を受けた子どもを、通常の利用日と利用時間以外の日・時間に保育を行う。
10. 病児保育事業(病児・緊急対応強化事業)	乳幼児が発熱等の急な病気になった場合や体調不良時に、病院や保育所の専用スペースで看護師等が一時的に保育する。
11. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	共働き家庭など留守家庭の子どもに、放課後や長期休暇中の適切な遊びや生活の場を提供する。
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)	支給認定された保護者のうち、保護者が支払うべき日用品、文房具等必要な物品の購入費用、行事への参加費用などを、市町村の基準に基づいて助成する。
13. 多様な主体が参入することを促進するための事業(新規)	保育の受け皿拡大や新制度の円滑な実施のため、多様な事業者の力を活用しながら保育所、小規模保育などの設置を促進する。

2. せたな町子ども・子育て会議委員名簿

平成26年4月1日現在

	氏名	所属	摘要
会長	近藤 芳美	民生委員児童委員協議会	子育て支援関係者
副会長	高橋 洋平	北檜山保育所	保護者
委員	澤井 正夫	小中学校校長会	学識関係者
"	鶴間 真智子	北檜山区主任児童委員	
"	安藤 洋子	瀬棚区主任児童委員	
"	横田 美代	大成区主任児童委員	
"	天満 美智子	北檜山子育て支援センター	子育て支援関係者
"	原田 千絵	北檜山小学校	保護者
"	川南 哲	瀬棚小学校	
"	光 銭 浩	久遠小学校	
"	前 側 大	北檜山幼稚園	
"	近藤 いくみ	若松へき地保育所	
"	片桐 絵里	丹羽へき地保育所	
"	神田 和浩	瀬棚保育所	
"	藤谷 篤	大成保育園	
事務局	中野 真一	町民児童課課長	
"	佐々木 真由美	町民児童課課長補佐	
"	河野 葉子	町民児童課児童福祉係	
"	大口 和貴	町民児童課児童福祉係	

(敬称略、順不同)

3. せたな町子ども・子育て会議条例

せたな町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、せたな町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる次の事務を処理する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関し、法第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総括し、会務の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初に開かれる会議は、町長がこれを

招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は状況説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、町民児童課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

子どもが育ち 親も地域も希望も育つ “せたな”
せたな町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

